

衆議院 厚生労働委員会 議 録 第 十 六 号

平成十六年四月二十三日(金曜日)

午前九時三十六分開議

出席委員

- 委員長 衛藤 晟一君
- 理事 鴨下 一郎君
- 理事 長勢 甚遠君
- 理事 城島 正光君
- 理事 山井 和則君
- 理事 井上 信治君
- 加藤 勝信君
- 木村 義雄君
- 菅原 一秀君
- 棚橋 泰文君
- 中山 泰秀君
- 原田 令嗣君
- 福井 昭君
- 三原 朝彦君
- 泉 房穂君
- 枝野 幸男君
- 小宮山 泰子君
- 園田 康博君
- 長妻 昭君
- 樋高 剛君
- 古川 元久君
- 水島 広子君
- 榊屋 敬悟君
- 阿部 知子君

- 北川 知克君
- 宮澤 洋一君
- 三井 辨雄君
- 福島 豊君
- 石崎 岳君
- 木村 勉君
- 左藤 章君
- 竹本 直一君
- 中西 一善君
- 能勢 和子君
- 平田 耕一君
- 三ツ林 隆志君
- 吉野 正芳君
- 内山 晃君
- 大島 敦君
- 五島 正規君
- 中根 康浩君
- 橋本 清仁君
- 藤田 一枝君
- 増子 輝彦君
- 古屋 範子君
- 山口 富男君

- 議員 古川 元久君
- 議員 枝野 幸男君
- 議員 五十嵐 文彦君
- 議員 麻生 太郎君
- 議員 坂口 力君
- 議員 中川 昭一君
- 議員 古川 元久君
- 議員 枝野 幸男君
- 議員 五十嵐 文彦君
- 議員 麻生 太郎君
- 議員 坂口 力君
- 議員 中川 昭一君

第一類第七号 厚生労働委員会 議 録 第 十 六 号 平成十六年四月二十三日

- 国務大臣 (防衛庁長官) 石破 茂君
- 財務副大臣 山本 有二君
- 厚生労働副大臣 森 英介君
- 経済産業副大臣 泉 信也君
- 内閣府大臣政務官 西川 公也君
- 厚生労働大臣政務官 竹本 直一君
- 会計検査院事務総局第一局長 増田 峯明君
- 政府参考人 小島比登志君
- (厚生労働省社会・援護局長) 辻 哲夫君
- 政府参考人 吉武 民樹君
- (厚生労働省年金局長) 薄井 康紀君
- (厚生労働省年金局長) 宮武 太郎君
- (厚生労働省年金局長) 薄井 康紀君
- (厚生労働省年金局長) 宮武 太郎君
- (厚生労働省年金局長) 薄井 康紀君
- (厚生労働省年金局長) 宮武 太郎君

- 委員の異動
- 四月二十三日
- 補欠選任 古川 元久君
- 補欠選任 枝野 幸男君
- 補欠選任 水島 広子君
- 補欠選任 長妻 昭君
- 同日 古川 元久君
- 同日 枝野 幸男君
- 同日 水島 広子君
- 同日 長妻 昭君

本日の会議に付した案件

会計検査院当局者出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

年金積立金管理運用独立行政法人法案(内閣提出第三一号)

○衛藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、国民年金法等の一部を改正する法律案、年金積立金管理運用独立行政法人法案、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び古川元久君外五名提出、高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案(古川元久君外五名提出、衆法第二七号)

○衛藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。宮澤洋一君。

○宮澤委員 自由民主党の宮澤洋一でございます。先週に引き続き質問をさせていただきます。きょうは、坂口大臣が参議院のために中座されるということでございますので、その前に大臣に一言、そして、その後、民主党の提案者の方に民主

○衛藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○衛藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

党案についてお伺いさせていただきます。

まず、大臣に伺いたいのは、きのう参考人の質疑がございました。大変貴重な、拝聴しなければいけない御意見が多々ございました。

その中で、私、大変注目して聞いておりましたのが、まさに労使双方といえますか、経団連の矢野専務理事、また連合の笹森会長からいろいろな御発言があったわけでございますけれども、その中で、矢野専務理事からは、社会保障制度の一体的な改革の中で年金法案の処理に全力を挙げてほしい、こういう御発言がございました。一方で、笹森会長からは、来年以降、介護、医療の改革が控える中、年金を含めて社会保障及び税制の抜本的改革が急務である、こういう御発言がありました。

もちろん、与党側、野党側ということで立場は異なっておりますけれども、改革を先送りして将来に負担を先送りしてはならないという、大変重いものであったというふうに受けとめております。また、年金だけではなく、医療、介護を含めた社会保障全体の長期的なあり方の展望を明確にすることが必要であり、その中で税であり保険料であるという議論をしていかなければいけない、こういうことであつたと思っております。

○古川国務大臣 ただいま宮澤先生からお話ございましたとおり、年金は約三千万人の皆さん方が今受給しておみえになるわけでございますし、そして今後またふえていく、そういう状況にある

わけてございますし、また、年金額として現在出ております額が約四十兆を超えているという状況でございます。これは現在の社会経済というものを大きく支えている要因にもなっている、そういうふうな理解をいたしております。

個人にとりましても社会にとりましても、年金というものがいかに重要であるかということでございます。まして、今後も継続してける年金制度であるということが、年金制度にとりまして一番大事なことだというふうな思っております。継続こそ年金にとりまして命であるというふうな思っております。次第でございます。

そうした年金制度を維持してまいりますために、改革すべきは改革をしていかなければならないわけでございます。昨日もいろいろの立場から皆さんの御意見をお聞きいただいたようでございますが、皆さんの御意見も十分に拝聴しながら、年金改革も当然でございますが、それを取り巻きます社会保障全体をどうしていくか、そうするとその社会保障を取り巻きます社会全体の構造をどうしていくか、それらのことも絡んでくる話でございます。まして、これは大変大きな問題だというふうに思いますが、それらを整理しながら前に進めなければならぬわけでございます。

今回提案をさせていただきますものはその第一歩であるというふうな思っておりますので、どうぞひとつ御審議をいただいで、そして、この意図するところをお酌み取りいただきまして、通過をさせていただきますようお願いを申し上げます。いと存じます。

○宮澤委員 大臣、御決意の表明、ありがとうございます。それでは、先週に引き続きまして、民主党案について質問をさせていただきます。大変短い時間でございますので、ぜひとも簡潔にお答えをいただきたいと思っております。

まず、消費税につきまして質問をさせていただきます。たしか、先日の質疑で五十嵐先生の方から、消

費税の中で、特に低所得者層に配慮をして、戻し税的な、カナダ方式というふうな制度を考えた方がよいというお話があったわけでございます。すけれども、これは、二〇〇七年度に三〇程度の年金目的消費税を導入するときにすぐに導入される、こういうお考えでございますか。

○五十嵐議員 お答えいたします。私どもは、実は、この年金目的税の話ができてから急に考えたわけではございませんで、前から、五〇程度の、今程度のものでしたら逆進性対策は許していただきたい、それでいいだろう、こう思っているわけではあります。

これは政府案でも、やがて消費税については引き上げを政府税調、党税調の方で検討されているというところで、この先の税率になった場合には何らかの逆進性対策が必要だろうというところで、以前から、カナダのGSTと言われるもの、定額の還付でございます。要するに、払った部分を見越して戻すということではなくて定額の還付を検討するということではあります。そして、このほかに消費税改革をして、インボイス方式を入れて複税率率ということも同時に検討はしておりますけれども、私どもの中ではカナダ方式というのが有力になりつつあるというお話をさせていただきます。

要するに、五〇以上、八〇ということを今検討しているわけですが、その程度になれば、何らかのこうした措置が必要であろうというふうに考えているというところでございます。

○宮澤委員 そうしますと、五から八になるという中で、二〇〇七年度にそういう制度を入れられるという前提で検討されているという御答弁でございます。すけれども、民主党の案ですと、消費税三〇を目的税として年金の方に入れる、恐らく七兆五千億程度のものを入れるということになるわけですが、そうするとかなり減収が立つわけですね、そこで、どの程度の減収になるんですか。

○五十嵐議員 それは、ですから、所得階層、どの所得階層から還付をするか、あるいは、その還付の幅をどの程度にするかによって変わってまいりますので、また、その総体の量によつては、歳出の削減でできるのか、その他の増税を考えるのか、あるいは消費税の中で考えるのかというものは、その判断の中で考えていくべきものと承知しております。

○宮澤委員 大変正直にお答えいただきまして、したがって、三〇とおっしゃっていますけれども、制度の仕組み方によつては三〇ではなくて四〇というふうなことも考えられるというふうなことがあったらどうか、そういう可能性もあるという答弁をされたと思っております。したがって、三〇でない可能性ももちろんあるという御答弁だったと思っております。

それで、この消費税の話というのは、私は大変大事な話だろと思っております。正直申し上げまして、我々にとつて残された最後の将来の税源、財源が消費税でありますから、消費税をどういふふうにしていくのか、またその増収部分をどう使っていくのかということ、大変重要な、これから真剣に検討していかなければいけない議論であります。

そういう中で、私は、正直申し上げまして、年金目的消費税ということで、三〇程度でどめるかどうかは別にしまして、少なくとも三〇、七兆五千億というものを年金の、まさに、最低保障年金とおっしゃいましたが、基礎年金を全額税ですと、ということとそう違わないだろうと思っておりますけれども、そこに全額突っ込むという議論は、年金の方からいえばもちろんあり得る議論でありますけれども、消費税全体という中からすると、大変乱暴な議論ではないのかなというのが率直な気持ちであります。

といいますのは、それこそ今地方分権という中で、地方に税財源をどう渡していくかという議論の中で、やはり地方は地方消費税をふやしてくれという声が大変強いというふうな中であり、また、

医療にしても介護にしても、恐らくこれからそれなりの歳出増というものは覚悟していかなければいけない。

そういう中で、例えば、私もラフな計算をしまして、今現在五〇の消費税を一〇％上げる、一五％になるといえば、もちろん、枝野政調会長は経済がよくなれば三兆、四兆になるかもしれないという発言がありましたけれども、現在の一〇、二兆五千億ということ前提にしますと、一〇％上げると二十五兆円の増収になる。

ただし、二十五兆円のうちで、現在の制度も、五分の一、五兆円は地方に地方消費税として行くわけですが、したがって、国の分は二十兆円。しかも、その中の約三割というものは交付税として地方に回っている。ということになりますと、二十兆のうちの七割ですから、約十四兆円。一〇％上げたとしても、十四兆円。しかも、低所得者層に配慮をするというのは当然の話で、それは、今五十嵐委員がおっしゃったような戻し税のようなものもあるかもしれない。しかし、これは大変難しく、全員の所得をきっちり把握するということが極めて大事なわけです。そういう中で、できるかどうかという問題はあろうと思っております。

一方で、食料品だけ五〇％でとめてそれ以上上げないという議論ももちろんございます。例えば、食料品だけ上げないということになりますと、約三割が食料品から上がっていると、さっき言いました十四兆円が今度七割になつて、これは約十兆です。これから予想される十兆の増収のうち、しかも、赤字国債を随分出しているという状況がありながら、七・五兆をまさに年金のためだけに使う、こういう、かなり消費税から見たら乱暴な議論をされているという気が私はしております。

その点について、五十嵐先生、ひとつお願いします。

○五十嵐議員 まさに今までの自民党を中心とする政権の野方図な財政運営のために、大変な借金を我が国は抱えているというところで、そのしりぬ

ぐいをどうするかという問題は、これは年金だけではなくて、まさに宮澤先生御指摘のとおり、税全体の中で考えていかなければならない問題。全体的な税制改革を根本的にやっつけなければいけない時期に来ているんだらうと思います。

まさに地方へも、国と地方の仕事の配分を見直した上で大規模な税源の移譲というのをしなければいけない、小さな手直して済むような時代ではなくなっているというふうには私は思っておりません。消費税についても、根っこからいろいろな、介護とか、あるいは医療の問題も含めて消費税をそれに充てるべきだ、安定的な税源だからという意見も我が党の中にもありますし、もちろん与党の中にもあると思います。そういう大きな視野で、全体的な国と地方の税財源、そして事務事業の配分を見直した上で考えていくべき問題だと思っております。

○宮澤委員 もう少し具体的なお話があるかと思つたんですが、ラフな計算をしても、消費税を一五%に上げてそれなりに低所得者に配慮をする、地方にさらにふやすともっと減るんですけれども、現行の制度でも十兆円程度、十兆円弱の収入しかないという中で、七・五兆円をまさに年金に使うという案を出されているという問題点だけ指摘させていただきまして、具体的な条文をさらに質問させていただきます。

これまでに実は出ていない議論で、十一條の四項の関係でありますけれども、新たにこれまで入っていない一號被保険者が所得等比例年金に加入することになるわけでありましてけれども、この方々、給付の方は加入した年限に応じて出すということでありまして、当初、給付はほとんど生じないことになるんだらうと思つています。

ただ、一三・五八なのか、六・七九なのか、%はどっちもある、こういうお話をされていらつしやいますけれども、保険料の方は最初から積み上がっていくわけですが、条文を読みますと、十一條四項を読んでいますと、新たにこの方々の保険料が、既に入れている旧制度といま

すか、現行制度に入っているサラリーマンの方々の既往の年金債務の支払いに充てられる、こういうふうにかかれておるわけですか。

まさに、新しく入った人、自分たちももらえると思つて入った人たちのお金が、実は、既に昔の制度に入つていた人の支払いに充てられる。これは、新しく入った人が、自営業の方も、フリーターの方も、パートのお母ちゃんたちも、自分が払つたお金がどんどんサラリーマンの人のために使われていくというのは大変納得しにくい、そういう話なんですけれども、これはそう読んでよろしいんです。

○古川(二)議員 聡明な宮澤委員からそのようなお話がありますと、ためにする御質問かなという感じもいたしますけれども、今宮澤委員がおっしゃいましたように、私どもは、新制度で納めた保険料に対応する給付は、新制度の中で納めた保険料総額に見合ったものを支給するという形で約束をさせていただいているわけでありまして、所得

比率年金部分は、加入者からしてみれば、それはみなし確定拠出のような形になっているわけですね。保険者の方から見れば、それは財政方式としては、政府の財政の運営の仕方としては賦課方式でありますけれども、しかし、掛けている人から見れば、それは事実上積み上がっているように見えるわけでありまして、そのことはよく御理解いただけると思つています。その中で、入ってきた保険料、お金を実際にどういう形で使っていくのか。

今のお話を聞いておられますと、では、宮澤委員は、積み上がってきた、新しい制度で入つてきた保険料、それをまたどこかに流用するんでしょうか。社会保険庁の、今で言えば社会保険庁の、私どもは社会保険庁は国税庁と統合して歳入庁を創設するというようにしておりますけれども、その歳入庁のまた公用車の購入資金に充てるんですし、うか。

私どもは、この保険料収入というものは、すべて年金給付に回していくことを考えている

わけでありまして。年金の保険料の流用や、あるいは株式市場などに投資して大きな損を出す、含み損を生み出すというようなことがないように、そういうふうな考えていきたい。そういう意味では、入つてきたお金をそのままためておいて、どこかにプールしておくわけにはいかないということとはよくおわかりだと思つていますから、そういう意味では、このお金については現行の制度で生じている債務の支払いに回す。

ただ、先ほど申し上げましたように、新制度上で掛けた人の保険料については、掛けている人から見れば、事実上積み立て方式のような形で積み上がつていくものというふうになっているわけでありまして、そういう意味では、これはお金に色がついていくわけじゃありませんから、それはよく、私が言うまでもなく、釈迦に説法でございますけれども、そこを直接結びつけて、旧制度の支払いに新制度の加入者の人たちが払つた保険料が回るからといって、それが直接そこに回る、そのために新制度で入つた人の給付額が減るわけではないわけでありまして、そういう意味では、一対一の対応関係にあるわけじゃないということをお断りいただければ、そのような御指摘は当たらないと思つております。

○宮澤委員 要するに、金に色目はないから、新制度に新たに加入することになった旧一號被保険者の方たちが出したお金は、実際の旧制度の支払いに充てられるということをお断りした。

でも一方で、みなし確定拠出というふうな、わかつたようなわからないような、要するに、そこに自分の拠出があるはずなんだけれども、みなしであるはずなんだけれども、では、実はその給付を受ける前に亡くなつたら戻つてくるわけではないというふうな、あるようなないような、まさにこれは曇り気味だらうと私はこの辺でも思つておられるけれども、そういうものがあるから大丈夫だ、こういう御発言だと思つています。

それこそその高山先生のお話でも、六百兆円というふうな年金債務があつてという中で、新

制度に入つた人たちは、まさに自分たちのお金が積み上がつていっていると思つていられるところが、実は積み上がつていなくて、旧制度のサラリーマンの支払いに全部充てられる、これはこういう制度なんです。これは確かに、そういう人は相当怒らなさいいけない話だらうと思つておられます。

また、一步譲つて自営業者の方たちに所得比例の年金が必要だとしても、私はそういう点を考えると、新しい制度としてそういう人たちの年金は別勘定でやつて、別の計算をやつてかなり走らせる、それこそ四十年で平年度化するわけですから、四十年待たないまでも、三十年ぐらいは走らせてからでないと、恐らくそういう問題が出て、一体化できる話ではないんだらうと思つておられます。

この点は指摘だけにさせていただきました。次の質問に入らせていただきます。未納の問題であります。

たしか先週の水曜日、古川先生は大変自信を持って、未納、未加入という問題は私どもの中では起こらないというふうな考えをしております、この断言をされた。一方で枝野先生は、おとこの原田委員の質問に対して、残念ながら違反をする人はゼロにはなりません、そうした人々には税で補われる最低保障年金についてペナルティーを科すということになるのは当然のことだと思つておられます。

お互い矛盾していると思つておられますが、未納問題というのは起こるんですか、起きないんですか。○枝野議員 本来であれば、現行制度でも未納、未加入という問題は生じるはずがない話なんですけれども、国民の信頼を失つていて大変大きな未納、未加入を生んでいる、その実態をどう改善するのかという政府側からの具体的な提案がない中の御質問だということ、まず前提としてお答えをさせていただきたいと思つています。

して、所得税と一体化をした形で保険料を納めていたかどうかという形になります。

したがって、現在のように、特に国民年金の場合は独立して税などは別に保険料を納めていたかどうかという制度とは異なりまして、保険料を納入しないというものは自動的に脱税になるというような仕組みになっていくわけでありませぬ。

今でも、厚生年金などの方には、事実上ほとんど未納、未加入という問題は生じません。それは源泉徴収をする税の話などとは異なりまして、徴収しているから事実上生じていないという話と同じように従来からの国民年金の部分のところもなるという意味で、制度的に、現在のような未納、未加入という問題は生じないということを古川提案者は申し上げている。

ただ、その上で、現在でも、税を納めない、税について未納の人は本来生じない制度ではありませぬけれども、しかし、現実には、そうした法の抜け穴を通らうとして脱税をするという方がいらっしゃるのと同じような意味では、そういう部分が残念ながら若干残るといふことは、あらゆる制度、どんな制度をつくったとしてもあり得るわけでありませぬ。そうした方に対しては当然、脱税とセツトになりますので、脱税ということでは、これは刑事法的なペナルティーが科せられますし、同時に、脱税については追徴という制度もあります。

同じような意味で、税と一体化して納めていた部分について、それを逃れた場合については、刑事罰まで科すかどうかは別問題として、保険料の部分のところの追納、あるいは最低保障年金の計算——ただ、実際に脱税までして保険料を逃れようという方の場合、最低保障年金が云々ということよりも、むしろ保険料納付の額の大きい方ということが想定されますので、むしろ、ペナルティーを科して保険料をたくさん納めていただくというよう形の方が合理的ではないか。

○宮澤委員 今のお話、要するに、未納は起こらない、そして、脱税するような人で保険料を納めない人がいれば、それはまさに後からペナルティーをどういう形で科すかという御答弁だったと思うんです。

それでは伺いたいんですが、税金の場合、もちろん脱税の総額というのは絶対にはわからないわけですが、摘発された部分しかわからないわけでも、一方で、納めて申告した人も、滞納している人がいるわけですが、滞納している人が、申告所得で滞納件数、十三年度末で二百三十万件、十四年度末で二百二十万件ある。この滞納はどうするんですか。これは未納じゃないの。

古川さんの、頭のいい先生のお話だと、滞納は納めるのが滞っている、未納はいまだ納めず、違ふんじゃないですかなんて答弁ではなくて、滞納は恐らく未納なんです。どうするんですか、これ。

○古川(元)議員 税務署長までやられた方が、滞納が二百三十万もあるということをこういう国会の場で堂々と言われたところについては、まことにこれは遺憾であるというふうに言わざるを得ないと思うのでありますけれども、そもそも、やはり、そういう状況がある、こういう今の状況、これは、年金の問題というよりも、むしろ税の問題として考えなきゃいけない話じゃないかと思うんです。

私たちにそうやって御指摘をしますが、では、今のそういう状況がある、この状況はそのまま放置していいんでしょうか。先ほど来から宮澤委員は、この年金の問題については社会保障全体を考えていかなきゃいけないというのがありました。もちろん社会保障全体もありますけれども、税制も含めて考えなければいけない問題であります。

(宮澤委員「質問に答えてください」と呼ぶ)  
そういう意味からすれば、こうした滞納が少しでも少なくなるような状況をつくっていく。私たちが、そういう意味でも、今の国税庁と社会保障庁を統合して歳入庁をつくって、よりきちんとした徴収体制ができるような体制をつくっていく中

でそういうものは減らしていく努力をしていく、そういうことを提案させていただいているわけでございます。

○宮澤委員 真正面からお答えいただけないので、滞納は未納ですね、これはやはり、滞納は未納ですね。それだけちょっとお答えいただきたいと思います。

○古川(元)議員 言葉遊びをやっているような感じがいたしますけれども、それを滞納と言ったか未納と言ったか、それは御解釈だと思えます。

○宮澤委員 したがって、未納という問題は新制度でも必ず起こる話だろうと思えます。

滞納というの、これは、実はけしからぬ人ばかりじゃないわけです。昨年度所得があつたんだけれども、それがもう払うときになくなっているという人が結構いらっしゃる。大変な思いをする。一方で、滞納処分、これは時効がないんです。ずっとやっていて、ただしどうしても取れないというものは、滞納処分の停止というのをかけて、これが例えば十四年度で七百六十億円ある。こういう状況があつて、やはり未納がないという制度ではない。

したがって、これらの人については、最低保障年金をどうされるんですか。

○枝野議員 まず、今の滞納という実態は、今委員御質問の中でお認めになられましたとおり、本人が意図して払わないというように滞納は、これは要するに税逃れにはかならないわけですから、これは別においておいていいんだらうと思えます。

もう一つ問題なところは、確かに、今おっしゃられたとおり、所得のあつた年とそれから実際に納める時点との間にタイムラグがあるために、実際に納めるべき義務があつたにもかかわらず納める能力を失った。これは、年金の問題に限らず、そうした実態について、課税をどうするのか、あるいは負担をどうするのかということについて、税の本質問題として解決しなければならぬ。例えば、私ども、破産法などの議論も別のところ

ろで進んでおりますけれども、実際には、破産債権で、税の債権が非常に優先されて、労働債権などより優先されて徴収されている。実際にはもう破産状態ですから納税能力を持っていないにもかかわらず、そこにも税がかかってしまうということで、社会的な大変な問題を今まで起こしてきているわけですね。

そういったところの部分でこのタイムラグによる未納の問題というのは解決をするべき問題であつて、その部分を解決すれば、ペナルティーを科すべきではないかという議論での未納問題は生じない。その税制改革を政府・与党としてもしっかりと急いでやっていただくべきじゃないかと思っております。

○宮澤委員 後段の方は、御説明、よくわかりました。大変知識を持ってこの年金も検討されているということはおよくわかりましたが、前段、けしからぬやつがいるという部分は、最低保障年金を出すんですか、出さないとですか。

○枝野議員 それは、先回以来申し上げておりますとおり、納める能力があるにもかかわらず納めない、つまり、そのときには税も納めていないわけですから、脱税になる。(宮澤委員「脱税じゃないです、滞納ですから」と呼ぶ)

今、二つ委員はおっしゃっているわけですね。納める能力が途中でなくなつてしまつて未納になつて滞納になつていらっしゃる方の話と、それから、納める能力があるにもかかわらず意図的に納めていないケース。

意図的に納めていないケースということについては、当然脱税によるペナルティーも科せられますし、それから、その場合には最低保障年金の部分のところについて、それに応じた一定のペナルティーを科すのは当然だと思えます。

○宮澤委員 今、脱税と滞納を一緒に話されたわけですが、滞納は滞納、脱税は脱税でございます。時間も来ましたけれども、今の話で、最低保障年金が全員に入るわけではないということだけ

は、少なくとも一つの例で明らかになったんだらうと思えます。

まだまだ質問したいことはたくさんあって、法文、解釈、これしか、ともかく我々が見られるのはこの条文だけでございますから。

ともかく、賃気楼改革と申し上げましたけれども、絵にかいたもちというのを与党の方から言われた方もいた。しかし、よく読んでみると、絵にかいたもちどころじゃないんです。もちろんかかいていないんだ。絵にかいたきねとどうすしかかいていない法案であるということだけ申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○衛生委員長 榎屋敬悟君。

○榎屋委員 おはようございます。公明党の榎屋敬悟でございます。

本日は、野党の提案者の皆さんもおそろしいだいてこうして議論ができる、大変うれしく思います。民主党の皆さんが、あるいは社民党の皆さんもそうでありますけれども、今回の年金改正に当たりまして、まさに二十一世紀の年金をどうするかという大きな国民の関心事でありますから、それぞれ対案を出して、こうして国民の前で議論ができるということは、大変素晴らしいことであります。昨日の参考人質疑を聞いていまして、対案があるがゆえにあそこまで意見も表明していただけるわけでありまして、今日までの野党のお取り組みに対しては評価をしたいというふうに思います。

私、最初に、きょう、ちよつと野党の皆さんに質問通告をしておりました内容と若干変わりました、シナリオが。

変わったというのは、実は、こうして国民関心事の中で年金改革の法案について審議をする。野党の皆さんは、いろいろな委員会や閣僚の皆さんやそれぞれのの方に、みずからの年金の納付の状況を明らかにしなさい、こうおっしゃって、私の理事で担当しております総務委員会でも随分議論がありました。

そういう議論をずっと見ておきまして、やはり

そこまで言われるのであれば、私自身もこの質問に立つに当たって、みずからの納付記録を全部お配りして議論しようかなと思つたんです。(発言する者あり) ありがとうございます。

ただ、きのう深夜、自分がみずからの社会保険事務所で見つけたし、いろいろな取り寄せました納付記録、私、女房、そして子供、一覧表をつくりまして、きょうお見せしようかなと思つたんですが、子供二人を出すと、やはりこれは個人のプライバシーにかかわる問題だ。それで了解をとらなきゃいかぬと思つたんです。やはり子供の理解を得るには至りませんが、この場できょうお示しできぬです。(発言する者あり) 私自身もお示しをしたいと思います。

私も、みずから襟を正すべく、地元の社会保険事務所へいただきました被保険者記録照会、これを手元に今持つておるんですが、私自身は、共済が二百二月ありまして、それから、その後、国会議員になりまして、国民年金でありますから、百三十五月納付記録がございます。

これは、納付記録を皆さんもつていただいたらよくわかりますが、AとかBとか非常にわかりにくい表現であります。Aというのは一般年金、Bは付加年金であります。なるほど、こういうことなのか、こう思つて眺めております。

それから、女房も、少なくとも私と結婚してからはきちつと納めておきまして、納付記録を見ると三号のところはプラスの印になっておりまして、なるほど、こういうことかな。ただ、これとても、うちの女房は実は六十一年に三号になります前々から自分が入っているんだということがよくわかりまして、なかなか将来を考えていたな、こう思つたりするわけでありまして。

それから、子供二人は、これも娘の方もきちつと六十カ月納めております。それから、もう一人息子、二人とも大学に行つておるんですが、これも四十二月息子は納めておきまして、これも随分もめるんです。私が払うのか、本人が払うのか、本当にもめておりますが、しかし、今日まで学生

納付制度、いろいろありますが、やはり所得制限もありますし、それから、かつては副大臣まで経験した私でありますから、これはやはり払わなきゃならぬというので、苦労しながら、何を言いたいのかという、だれも聞いてはくれぬのでありますが、家族四人、全員きちつと払つておるといふことをまず明らかにして議論を始めたい、こう思つておるのであります。

それで、これをとつてみて思つたんですけれども、厚生労働省さん、これは非常にわかりにくいね。もう少し、照会するとレイアウトがばつとわかるように、私は、国民の理解を得るといふことでももう少し研究した方がいいな。

それから、私の共済は社会保険事務所へ行つても情報がないです。うちの女房はこれをとるために共済にも行かなくやならぬ。これは番号ができておるんだから何とかならぬのかと思つたりしているのではありませんか、その辺は研究してもらいたいな、こう思つたりしているんです。

実は、最初にこの話題で言いたいことは何かという、大臣は今申し上げませんが、森副大臣、私は、今正直に申し上げたように、今、AかBかでいくと、うちはBでありまして、付加年金を夫婦で掛けております。一万三千三百円プラス四百円、一万三千七百円。夫婦で掛ける二でありまして、大変……(発言する者あり) いや、私ますから、大変……(発言する者あり) いや、私わななきやいかぬ、国民の義務と思つておりますから。二人で掛けて二万七千四百円払つておるんです。

子供二人を、時にはSOSが来て私が払うこともあるんですが、それでもたかだか知れている金額であります。大変な金額かもしれませんが、SOSが来るわけでありまして……(発言する者あり) まあまあ、静かに。

私が言いたいのは、例えば夫婦で二万七千四百円うちを納めておる。我が国の年金、国民年金は世代間の扶養の仕組み、賦課方式であります。それで、うちの両親は、実は両親の年金の給付状況もきょうこの場で資料を出そうといつて両親に

協力を求めたんですが、とんでもないと。両親はもちろん本当のことは言わないです。息子から少し小遣いを取ろうかと思つているんじゃないかと思うんですが、なかなか正直に申告がないものだから。

ただ、漏れ聞くところによると、両親は散髪屋をやつておられます、いまだにおやじも働いておるんですが、国民年金、本当に年金を払うのに苦労してきたというのを、私はずっと学生時代、おやじが倒れたりしましたから、横で見つておりました、ああ、本当に年金は大変だな。しかし、ちゃんとフル年金をきちつと納めて、今、おふくろの方がどうも五万から七万の間、おやじも五万ぐらいいんです。これを見ると、合わせて十一万か十二万、正直に言わないからわからないんですが、私が二万七千円の保険料を納めて、両親のところへ十一万か二万届いている、私は、いい制度だ。

今の年金は、いつも僕はこれを世間の人にお話しするんですが、国民の皆さんにお話しするんですが、やはり我が国の年金は、私は、国民年金だけを見ても、おやじは年金をもらいながら、散髪屋は定年がないですからまだやつておるんです。本当に年金はありがたい、こう言つておられます。

実は、大臣、私は、この国民年金の今のレベル、これはいい制度だし、これを破壊するようなことがあつてはならぬし、将来へ向けてこうした年金はぜひ守つていきたいと願つていて、一人でありまして、大臣、今来られましたので、そういうさややかな国民の思いというのを御理解いただけるでしょうか。

○坂口国務大臣 途中で入つてまいりまして、内容を聞きましておられますが、現在の国民年金にお入りの皆さんというのは、自営業者の皆さん方、それから、自営業者だけではなくて、サラリーマンと申しますか、小さい、中小じやなくて零細企業をおやりになつておる皆さん、あるいはそこで働いておる皆さんも、中には入つておみえになる方もおられます。すべての人がそ

れで満足というわけにはいかないだろうというふうに思います。

主に、自営業者あるいは農林漁業者ということでございますから、体が元気であります以上は定年制はない、仕事は続けられるということがサラリーマンの皆さんと一番違うところでございますので、お元氣な間、仕事をしていただいて、そして年金を受けていただくということになれば、これは、年金だけを自当でしてと申しますか、年金だけで生活をおみえになるということではないと思っておりますので、ある程度のゆとりがあるのではないかとこのように私も思っている次第でございます。

○榎屋委員 いろいろ委員の皆さんからやゆされておりますが、私がきょう申し上げたかったのは、民主党の皆さんがいろいろな方に、各関係に年金の納付状況、江角問題もあつたんでしよう、明らかにしておっしゃってありますが、きょう私がこの場に出せなかつたように、やはりすぐれて個人のプライバシーの問題でありますから、やはり個人の判断でここは示す、個人の判断が大事だと。内容を見ていただければわかるんですが、なかなか個人のプライバシーにかかわる問題があるということもあわせて申し上げておきたいと思っております。

したがって、個人の判断でおやりになるべきで、組織の一員が全部資料を出せというようなこともいかな、こう思っているんです。そんなことも野党の皆さんに御理解をいただきたいながら、やはり一人一人が私は明らかにすることなんだろうと。

先ほど申し上げた社会保険の業務についてはぜひ改善をしていただいて、できれば、これから携帯でびつとやれば自分の納付の状況あたりがすぐわかるような、やはりそういう時代をぜひ望みたいなど。何かありますか。どうぞ。

○枝野議員 さすが榎屋先生、ぜひ我が党案を読んでいただきますと、今のようないことが出来るように、法案の中にきちつと書き込まれております

のは、政府案ではなくて私も民主党案であるということとをぜひ御理解をいただいて、御賛同いただければというふうに思います。

それから、先ほど来先生御指摘のとおり、確かに子供とかあるいは御両親とか、まあ配偶者についてはいろいろ御議論はあるかもしれませんが、私も、そういった方々で年金納付状況も報告しろということであれば、これは確かにプライバシーの問題があるだろうというふうに思っています。私も、自分の配偶者に出せと言ったときに、うんと言ってもらえるかどうか、正直言つて自信はございません。

しかし、私ども、少なくとも国会議員になつて以降の年金納付ということについては、国民の皆さんに法律をつくつて納付をお願いしている立場でありますから、少なくとも本人の国会議員になつて以降の年金の納付状況というのは、この間もプライバシーをめぐつていろいろな仮処分等がございましたけれども、これはどう考えてもプライバシーの範囲には入らないというのは、賢明な先生でございますから、少しプライバシーに関する判例などを調べていただければはつきりしていることだと思つておられます。

○榎屋委員 野党案、民主党の皆さんの案も、それから政府案もあわせて、例えば今僕が申し上げた、こういうのもですぐわかるという仕組みをつくるのはなかなかたやすいことではない、やはり相当努力をしなければならぬだろうと思つておられます。

その上で、枝野さんがきょうまでおっしゃるので、私、一つは、菅代表のホームページでこういう表現がありました。少し前でありましたから、もう変わつておられるかもしれません。

今、我が国の二十代の国民年金に加入すべき人が五百四十万人、そのうち百三十三万人、四分の一が年金の掛金を払つておりません、私の息子二人もちょっと怪しいと思つておられます、彼らに払えと言えは、では四十年後に保証してくれるのか、こう言われますと、厚生大臣をやつた私としては保証できると言い切れないところに問題がある

りますと。率直な御意見だと私は思いました。ただ、私はいささか悲しい。私は、何も厚生副大臣を経験したからではありませんが、地域を回るときには必ず自営業者に、うちの両親のこともあるわけでありましたから、年金入りましようよ、障害年金も、もし今入つていなければ障害になつたときにどうするんですか、今の年金制度は確かにいろいろ言われているけれども、こんなすばらしいところもあるんですよ、ぜひ入つたらどうでしょうかと。私は、手紙も書いた、一生懸命努めておられるわけです。

そういうときに、恐らく野党の皆さんが対象をつくられるということとおっしゃつておられるのだらうと思つておられますが、こういうふうにあえて言われているんだらうと思つておられますが、ただ、私の息子二人もちょっと怪しい、きょうまでおっしゃるのであれば、私のようにみずから明らかにされた方がいいんじゃないか、ホームページで。老婆心ながら申し上げたい。

特に、息子さんは僕はよく知つておられますが、お一人はよく知つておられます。この前の衆議院の選挙で、菅源太郎さんは立派にお戦いになった。私、中国比例でありますから、中国五県はよく知つておられるわけでありまして、本場に、候補に出られて、これからもまたおやりにならうという方です。それから、それが怪しいと思つておられますよ、ねという言葉だけで終わつたんじゃないか、いいのかなど。機会を見つけて明らかにされる必要があるのではないかと、私はこんなふうにお思つておられます。これは老婆心でありますけれども。

続きまして次のテーマに移りたいと思つておられます。何かありますか。どうぞ。

○枝野議員 先ほど申しましたとおり、榎屋先生の御指摘のように、家族等については、それぞれ公人の家族がどこまでプライバシーの範囲かということについては、榎屋先生御自身もおっしゃられましたし、週日の仮処分などをめぐる裁判でも大変争点になつたところがございます。ただ、私申し上げましたとおり、少なくとも国会議員本人は法律を賛成であれ反対であれつづつておられる当事者でありますから、これは、国民の皆さんに義務を課す以上は、本人として納付の義務を果たすのは当然だろうということをお申し上げましたので、少なくとも国会議員本人である我が党の菅直人代表は納めているということは党として調べさせていただいておりますが、榎屋先生も与党の一員でいらつしやいますから、これはお互いに対等原則でやるべきだと思つておられますので、私どもは提案者全員すぐにお出ししますので、政府と申せと言われればすぐお出ししますので、政府としての提案者、つまり全閣僚ぐらゐは同時にお出しをいただくということをお勧めいたします。

○榎屋委員 お話はわかりませんが、ただ、息子二人もちょっと怪しいと思つておられますが、こういう表現は、私は、その息子さんお一人は選挙でお出になつた方、また次を目標されようという方でありまして、老婆心ながら申し上げたわけです。

それから、福祉施設の責任問題について議論を移したいと思つておられます。

福祉施設の問題は、野党の皆さんも随分厳しく、この国会でも、この法案審議の中でいろいろ議論されて、指摘もされておられます。私どもも公明党も、今回の年金改革案を取りまとめる作業の中で、党内で随分議論をしてまいりました。

その中で、十三カ所のグリーンピアあるいは二百六十五カ所の福祉施設につきましては、発足時において私は相当のニーズがあつたんだらうというふうにお思つておられます。時代の状況もあつたのでありまして、そして多くの皆さんが希望された。やはり被保険者への還元という観点で取り組みをしてきたわけでありまして、一定の大きな役割を果たし得た、私はこういうふうにお思つておられます。

問題なのは、皆さんがいろいろ御指摘されるように、社会経済の変化あるいは生活様式の変化の中で、こうした福祉還元事業の必要性が希薄に



なってきた、あるいはその見直しをしなきゃならなくなつた。そんな中で、特に私が思っておりま  
すのは、我が党内でも議論しましたが、平成以降  
もずっとこの福祉施設の整備が続いてきたわけ  
でありまして、平成以降といふと、バブル崩壊  
もありまして、年金財政が極めて厳しくなつてき  
た、そういう状況の中であつても政策転換がで  
きなかつたといふことは、こゝは責任が問われな  
ければならない。その責任といふのは、当然、この  
政治家もあわせてそこは責任があるのではない  
かといふことを真摯に反省せざるを得ないとい  
ふうちに党内で随分議論いたしました。

役所にお尋ねしてみたいと思ひますが、平成の  
時代になりましてから、例えば小泉大臣も二回ぐ  
らい大臣を経験されている、あるいは菅大臣も厚  
生大臣を御経験されている、その時代にオープン  
した福祉施設といふのはあるのかどうか。平成の  
時代で結構ですが、資料があればお示しをいた  
だきたいと思ひます。

○薄井政府参考人 福祉施設でございますけれども、施設  
の設置の決定を行ひましてから実際に施設を  
建設し、オープンするまでには、これは相当の  
時間を要するわけでございまして、設置を決定  
したときとそれからオープンをしたときの大差と  
いふのは同じではないといふ前提で申し上げさ  
せていただきます。

小泉総理は厚生大臣を二回されておりますが、  
一回目が、これは平成になる前からございま  
すが、昭和六十三年の十二月から平成元年八月  
までといふこととございまして、その間に五  
施設オープンをしたこととございまして、平成  
八年の十一月から平成十年の七月までといふ  
こととございまして、その間に十一施設が  
オープンをしていふこととございまして、

それから、菅代表が厚生大臣御在任中、期間  
は平成八年の一月から平成八年十一月でござ  
います、その間にオープンした施設は十施設、  
こういふこととございまして。

○榎屋委員 私は、今申し上げたように、平成の  
時代に入つてからが何とか政策転換できなかつ  
たのかなといふふうな思ひがありますが、な  
お平成の時代になつてもこうやって施設整備  
が続いてきた。もちろん、代々の大臣の直接  
の責任がどこまであるのか、専断規程の中  
でこうした福祉施設の整備が全部大臣の決  
裁になるといふふうには私は思つておりませ  
んが、しかし、大臣は大臣でありまして、大  
きな行政責任を持つておられる。そうしたこ  
とを考へますときに、これは本当に政治全体  
の平成の時代になつてからの責任ではないか  
といふふうな感じがするんです。私も含めて、  
こゝは大きな責任を感じなきゃいかぬ。

その上で、やはり野党の皆さんが厳しく追及  
されておられますように、社会保険庁の業務  
の問題ももちろん十分改善しなきゃならぬ  
し、何よりも、二百六十五の施設あるいは  
グリーンピアの整備にしても、与党の中では、  
これから清算をしていこう、そして、でき  
るだけ清算をしていこう、還元をしよう、こ  
ういふ努力をしなきゃならぬ。こうした作  
業といふのは進むよりも撤回する方がはる  
かに困難でありまして、私は、大変な作業  
が今から待っている、こうした事務責任を  
持つて計画的に進めていく、これをきちつ  
とやつていくことがまさに責任をとるとい  
ふことではないかといふふうに思つておられ  
ます。

そういう意味では、先ほど言ひましたよ  
うに、平成の時代になつて、漫然として整  
備を続けてきた政治、行政の責任、これは  
極めて重たい。その責任を果たすのは、  
じゃ、どうするかといふ、これからのこと  
をしつかりと、精算の計画も明らかにし  
て、その形をしつかりと国民に説明する、  
その説明責任を果たしていくことが私は  
責任のとりようではないのか、こう感じ  
ているわけでありまして、坂口大臣の御  
所見を伺ひたいと思ひます。

○坂口国務大臣 グリーンピアにいたしま  
しても、福祉施設にいたしましても、最初、  
その必要性につきましては国会におきま  
しても幾多の議論がさ

れまして、そして、衆議院、参議院で三回、  
附帯決議の中でも述べられたところと  
ございまして。一番最後は昭和五十七年  
の附帯決議でございまして、五十七年  
といふと、間もなく平成になるころ  
でございまして、そのころまではい  
ろいろの必要性を主張される方が多  
かつたといふふうには思つておられ  
ますが、御指摘のように、まさしく  
流れは変わったわけでありまして、  
保険料を納めるのも非常に厳しい、  
あるいは納められた保険料で将来を  
賄ふことがなかなか厳しいといふ  
状況になりましたときに、過去には  
そういふふうには決められたこと  
であつたといふふうには思つても、  
どこかで判断の転換をしなきゃなら  
ないといふ感じが多分あるんだらう  
といふふうには思つております。

したがひまして、このグリーンピア  
の問題ですとかあるいは福祉施設  
の問題、過去にどういふふうな経  
過でできたかといふことも大事で  
ございまして、しかし、そのことよ  
りも、それが必要だといふふうには  
言われた時代からそうでない時代  
に変わったときに、行政なら行政  
の中で、それをどう早く判断して  
方向転換ができるかといふことが  
今後の大きな課題になる。今後は  
私はそういふことが起こるんだら  
うといふふうには思つております。  
今後そういうことが起こりました  
ときに、それを早く方向転換がで  
きるようなシステムといふものが  
やはり私は求められているといふ  
ふうには思つております。

過去に既にできておりますものにつ  
きましては、全部これは整理をし  
なきゃいけないといふふうには思  
つておりますが、この整理合理化  
を進める。ただし、この前みたい  
に、何年までかといふふうには決  
めるのもいいんですけども、決  
めてしまふと、そうすると買いた  
たかれるといふこととあるわけ  
でございまして。

その辺のことも十分に念頭に置き  
ながら、しかし、グリーンピアの  
問題等は平成十七年度までに決  
着をつけることにもう決まつて  
おりますし、それから、それに従  
いますし、それから、

福祉施設につきましても、それに見  
習つて鋭意努力をしていきたいとい  
ふふうには思つております。国民  
の皆さん方におたえをしなければ  
ならないといふふうには決意して  
いるとございまして。

○榎屋委員 この国会で、この委員  
会で、野党の皆さんが社会保険  
庁の業務のあり方について厳し  
い指摘をされています。私もそ  
ばで聞いておりまして、まさしく  
そのとおりだ、こう判断せざる  
を得ないことが多いわけであり  
ます。

先般、野党の皆さんが御出席を  
いただかなかつた際に、私も、  
住民基本台帳ネットワークシ  
ステム等、それから年金の現況  
報告、これなんかも、ぜひとも  
政策日程にきちつと上げて大  
なる成果を上げてもらいたい、  
こういふことを今国民は望んで  
いるんだといふことを申し上げ  
ましたが、そういうことも含めて、  
しつかりと取り組んでいただ  
きたいと思つております。

我々は、与党としては、今の二  
百六十五の福祉施設も清算する、  
こういふ方向で進んでいきたい、  
こう思つておりますが、野党の  
皆さん、通告はしてありません  
が、何か福祉施設の処理につ  
いて御意見があれば、最後に伺  
ひたいと思ひます。

○古川(元)議員 基本的な認識  
は全く榎屋先生のおっしゃると  
おりだと思ひます。こうした福  
祉施設の整理については、もう  
時代が変わつていふ中で、きち  
んとした、国民の、特に年金の  
保険料を払っている人たちの信  
頼を回復できるような形でやは  
り保険料は使つていかなきゃい  
けない。そういう意味では、こ  
うした施設の整理といふもの  
もやつていかなきゃいけない。  
そして、そこはできる限り、こ  
うしたまさに過去のいわば負債  
をどう償却していくかという問  
題でありますから、これは金融  
機関の不良債権処理と同じよう  
なものでありますけれども、な  
るだけ国民負担が小さくなるよ  
うな形で、そして国民にとつて  
少しでもロスが小さくなるよう  
な、そういう方法を考へてやつ  
ていかなきゃいけないと思つ  
ています。

だからこそ、私どもは今回の法案でも、年金の保険料を年金給付以外に使うということに対しては、もはや国民の皆さんの信頼というものは得られない。ですから、私たちは、新しい制度のもとでは、年金の保険料、入ってきたものについては、これは年金給付以外には基本的に使わないということをしきりと法律の中で明記していく、そういうことを提案させていただいたわけでありま

残念ながら、まだ政府・与党の方は、この年金保険料を年金給付以外の目的に使うことも引き続きこれは続けている状況でありますから、ぜひそれは、榊屋議員におかれては与党の一員であるわけでありまして、そのところをまずやめるということからスタートしていただきたいというふうに思います。

○榊屋委員 ありがとうございます。  
今の古川委員の御指摘は私も全く同感でございます。その方向で我々も努力をしたいというふうに思っております。

あと、国庫負担二分の一への引き上げについてぜひ議論をしたい、入り口部分で極めて大事な問題ですから議論したいと思っておりますが、さすがに時間がなくなりました。次回に譲りたいと思います。ありがとうございます。

○衛藤委員長 長妻昭君。  
○長妻委員 民主党の長妻昭でございます。簡潔にお答えをいただければ幸いです。

先ほども我が民主党の古川次の内閣厚生労働大臣から答弁がありましたけれども、年金の掛金は年金の支払いだけに使おう、こういうことを私も主張をしているわけでございますけれども、残念ながら、政府の見解でも、五・六兆円の巨額の金が、年金の掛金が支払い以外に使われた。そのうちの五・二兆円が、この福祉の増進ということ

で五兆円以上の金が使われました。  
厚生年金保険法の七十九条、国民年金法の七十四条に、福祉を増進するためにはこの年金の掛金を財源として使っていく、こういう条文があつて、

これをいまだに、今回の法案の中でも政府は削らない、こういうことでありまして、バケツに穴があいて、どんどん水漏れをこれからもする、これを私は大変懸念して、それをストップしたいという思いを持っているわけでありまして。

そして、その中で、例えば平成十六年度を見ますと、さすがにいろいろな福祉関係は少なくなっておりますけれども、この一番大きな費目がコンピュータ経費なんです、コンピュータ経費。これが今後大きな焦点になってくる問題である、その使われ方も含めて、そういうふうな認識をしております。

そして、そのコンピュータの経費でございますが、平成十六年度予算で一年間に約一千億円もの金が、これが全額掛金で賄われている。いまだに平成十六年度、巨額の金でございます。そして、コンピュータの契約も、導入のときから二社としかしていない。ずうっと二社としている。NTTデータと日立、二社と随意契約でずうっとやっている。

そして、坂口厚生労働大臣は、おとこの委員会で、我が党の中根議員の質問に答えて、随意契約はもう一切やめる、こういう御答弁をしておられますけれども、ということは、今後コンピュータのこの契約も入札にする、こういうことよろしいのでございますね。

○坂口国務大臣 これからいろいろものを役所も購入しなきゃならない、あるいは利用しなきゃならないということがあるだろう。そうしたときに、いわゆる入札制度というものを行わないで、そして随意契約でやるということは、それが正常にきちっと行われたとしても、後でいろいろの不満を生むことにもなりますし、不信を招くことにもなるというふうな、私も率直にそう思っております。ここは入札制度にしていってほしいというふうな原則しております。

ただ、今使っております、今御指摘のいわゆるコンピュータの問題等は、過去の、今までやってまいりました中にまことに複雑なソフトが組み

込まれているわけでありまして。こうした場合に、これを例えば五年ごとにするのか、あるいは七年ごとにするのか、そういうふうになりましたときに、そうすると、入札にするということは、そこをまた全く違う会社にかえなきゃならないということになる。だから、そういうふうにはできないようなシステムにしておかないといけないというふうに思っています。

だから、そういうふうなことをすることに、これからは入札制度にしていってほしいということには、私は、これは未来永劫一つのところでだめだと思っております。やはり入札制度を導入していかなくちゃいけないと思っております。そのところは、入札できるような体制に変えていかなくちゃいけないというふうに思っております。

○長妻委員 ですから、いつも大臣も、小泉総理もそうなんですけれども、格好いいことを言われるんですよ。  
この議事録、おとこのでございますけれども、「随意契約」というのは一切これからやめる、こういうふうな今言っているところでございます。

「随意契約がそもそもすべての根っこになつていられるわけでございますから、どんなささいな問題であれ、すべて公開をして、入札制度にする」と、格好よくばんと行って、マスコミもそれを信じて、新聞等で報道しているんですよ、全面的な入札にするというのを。全然違うじゃないですか。何か前提条件をつけて。ですから、こういうことをやっている、またコンピュータの経費で不明朗なことがどんどん起こる。

そして、今お配りした資料のページでございますが、これは平成十六年度のコンピュータ予算でございます。コンピュータ予算のうち、福祉施設費、先ほど申し上げました福祉の増進という法律の根拠で支出する予定の年金保険料の財源分でございますけれども、一年間に六百四十七億円も福祉という名目でコンピュータの予算が組まれているわけなんです。これは組まれているわけ

です、毎年。  
この資料というのは、厚生労働省に事前にお見

せをして数字とか中身を確認して、正しいというふうな言っていたいただきましたので、この数字に基づいて質問いたしますけれども、この六百四十七億円、これは福祉の増進だ。では、中身は、どういうことに福祉の増進は使えるんですかと聞きましたら、年金相談及び年金の迅速な裁定等にかかわるシステム経費。ですから、年金相談と年金の迅速な裁定等、これをやる仕事は福祉としてお金を支出していいと。この年金の迅速な裁定というのとは何かと聞きましたら、これもへ理屈だと思

うんですが、いや、コンピュータを導入すると処理が早くなりますと。処理が早くなるからこれは福祉の増進なんだ、国民の皆さんが喜ぶ、こういうことが名目になつていっているんですよ。  
そこでお尋ねしますけれども、この年金相談、そして年金の迅速な裁定、二つ項目でございますが、六百四十七億円、それぞれ幾らずつに分かれるんですか。

○森副大臣 全体が福祉の増進ということで、区分けはできません。  
○長妻委員 いや、ですから、質問主意書でもきちっと答弁で来ているんですよ、私が出したものに。福祉の増進、コンピュータシステムで使えるのは年金相談のシステムです。そして、ここに書いてあるように、年金の迅速な裁定等です、これに使えるんですよ書いてあるわけですよ。

では、六百四十七億円のうち、幾らが年金相談なんですか。そのぐらいはわかるでしょう。  
○森副大臣 これは、年金相談と年金の迅速な裁定等に係るシステム経費というのは全体で一体のものでございますので、その区分けはできません。  
○長妻委員 では、年金相談は、お互いダブっているということですか。

では、年金相談の部分は幾らで、年金の迅速な裁定の部分は幾らで、足し算したらこれには合わないかもしれないけれども、この部分はダブっている、このぐらいいいことは出せるでしょう。こんな巨額の金ですよ、年金の掛金ですよ、全部。

○森副大臣 結論としては今申し上げたとおりで



でございますけれども、この社会保険オンラインシステムは、コンピューターを活用して正確かつ迅速な事務処理を行うことにより、さまざまな年金相談ですとか、それからサービスの向上に寄与するものでありまして、これについて、それは今申し上げたように、その迅速な処理とか相談とか、そういった内容でもって区分けができるようにはなっておりません。

○長妻委員 六百四十七億円という金を、平成十六年度、払うんですよ。六百四十七億円の年金の掛金、払うんですよ。明細がわからない、年金相談がわからぬ、年金の迅速な処理、幾らかわからぬ、これは福祉の増進という根拠はないじゃないですか。わからないじゃないですか、明細も何もわからないんだら、どっぷり勘定じゃないですか。業者がこれだけお金を下さいと言ったら、はい、わかりましたと言って上げていられるんじゃないですか。だめですよ、出さない。幾らですか。この二つぐらい、わかるでしょう。

○森副大臣 これはたびたび申し上げますけれども、年金相談と年金の迅速な裁定などにかかわるトータルとしての経費はきちんとお把握できますけれども、それぞれが区分けするようない分けにはなっておりません。

○長妻委員 いや、だって、年金相談と年金の迅速な裁定、これには使えどと質問主意書でも、答弁書に書いてあるんですよ。だから、年金相談で幾らですか、これ。答弁拒否ですよ、これ。これは事前にちゃんと聞いていますよ、かなり前に。通告してありますよ、きっちり調べておいてくださいということ。

○森副大臣 これはシステム全体の改修費の話でございますので、それはそういった区分けのできる費目ではありません。(発言する者あり)

○衛藤委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○衛藤委員長 速記を起こしてください。  
森厚生労働副大臣。

○森副大臣 これは昭和五十四年度から計画をスタートし、平成元年二月に完成したシステムでございますけれども、これは昭和五十四年の社会保険審議会厚生年金保険部会の意見書及び昭和五十六年の臨時行政調査会答申などを踏まえて、被保険者及び受給者等に対するサービスの向上に寄与できる部分について、福祉施設費として保険料財源で賄ってきたものでありまして、これは厚生年金保険法第七十九条あるいは国民年金法第七十四条によるものでございますけれども、そういうことで、この法律の趣旨にのっとり、システム、一体として充ててきたものでございます。(発言する者あり)

○衛藤委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○衛藤委員長 速記を起こしてください。

森厚生労働副大臣。

○森副大臣 先ほど申し上げましたように、その六百四十七億を年金相談と年金の迅速な裁定というふうなカテゴリーに分けるといふことはできません。なぜかと申しますと、これは一つのシステムでもってそれぞれに寄与するものでありますので、そういう切り分けについてお答えすることはできませんが、ただ、この六百四十七億全体の内訳についてもうちよつと具体的に示せというお尋ねというか、御要請でありますので、今既に委員からそういう御要請がありますので、鋭意今その作業をしているところでありますので、近々お手元にお届けをいたしたいと思っております。(発言する者あり)

ただいまの答弁にちよつとつけ加えますが、委員からも一部資料がきょう提示されておりますように、システム開発の財源の明細につきましては、平成十五年度と十六年度予算分のものについては既に整理をして委員にお示しをしておりますところでございます。

十四年度以前のものについては現在集計の作業を進めているところでございまして、ただ、現在のオンラインシステムは、昭和五十四年度より開

始していて、書類の保存期間がある時期以前のは過ぎておりますので確認することは大変困難でございますが、私どもで現在把握できる範囲のもの、可及的速やかにまとめましてお届けしたいと思っております。

○長妻委員 今、森副大臣の御答弁、間違いがありますよ。

以前、厚生労働省からいただいた資料では、三百十二の社会保険事務所にオンラインの端末がある。では、そのオンラインの端末のうち、年金相談にかかわる端末は何台ですかと聞いたら、台数出してきましたよ。ですから、年金相談は幾らと、年金の迅速な裁定というのとは分けられるんですよ。オンラインの端末何台という台数、いただきたいじゃないですか、資料を。分けられるんですよ。

○森副大臣 年金相談専用の端末についてはお出しをいたしましたけれども、それ以外は共用でございます。

○長妻委員 いや、ですから、年金相談の端末が何台というのが出てくるわけですから、六百四十七億円のうち年金相談の経費は幾らですか。これは出るんですよ。何で出さないんですか。

○森副大臣 専用のものについてはお出しできませんけれども、その他のものは共用ですので、これはその区分を明らかにすることはできません。

○長妻委員 では、年金相談の分は六百四十七億円のうち幾らかというのは今わからないんですよ、これは前から言っているのに。今出してくださいよ。

○森副大臣 では、ここでちよつと整理して申し上げますと、平成十五年度末時点、全国のオンライン端末機は合計で一万七千九百九十九台でございます。そのうち、年金関係として費用負担しているオンライン端末機は、九千四百二十台でございます。

これらの端末機の使用料については、平成十五年度の予算において、厚生年金で約九〇％の九千四百七十七台分を、また国民年金で約一〇％の九百二十五台分を負担しております。また、業務取扱費と福祉施設事業費等については、業務取扱費

で二千三百九十一台分、約二五％、そして福祉施設事業費などで七千一百一十台分、約七五％を負担しております。

また、オンライン経費の厚生年金保険特別会計と国民年金特別会計への振り分けの考え方は、システムに対する制度別の業務負荷量を勘案して振り分けて提示してきたというふうな思っております。

また、業務取扱費と福祉施設事業費などへの振り分けの考え方は、九千四百二十台の端末機のうち、年金相談センターなどの相談業務専用に使われている五百二十八台については、すべてを福祉施設事業費などで負担することといたしております。

また、その他の端末機については、これは適用、保険料徴収などの行政事務と年金相談等、両様の目的で受給者サービスにかかわる業務に対応する機能をあわせ持つておりまして、それぞれの業務に対する負荷量を勘案して経費の振り分けを行ってきたものと認識しております。

○長妻委員 そうであれば、端末のうち、年金相談のみに特化した端末というの、そうすると何台なんですか。

○森副大臣 五百二十八台でございます。

○長妻委員 いや、五百二十八台が年金相談だけという今御答弁ですから、だから言っているんですよ、六百四十七億円のうち、年金相談のハードとソフトは、内訳幾らなんですかと。こういう明細が出ないと、本当にどっぷり勘定ですよ、どうして福祉なのかというのが国会でわからないじゃないですか。我々チェックしようがないじゃないですか。ですから、幾らなんだと言っているんですよ、年金相談。

○森副大臣 これは今申し上げましたとおり、五百二十八台につきましては年金相談専用の窓口を設置しているものでありまして、そのほかのものについては、これはいろいろの目的に……(長妻委員)「ですから、年金相談だけで幾らですか、六百四十七億円のうち。共用はいいですよ」と呼ぶ)「ですから五百二十八台……(長妻委員)「いや、幾

ら、金額、六百四十七の金額のうち。それは出ますよ」と呼ぶ)

です。なぜ御理解いただけないのか、大変当惑しておりますけれども、要するに、例えば……(長妻委員)「どっぷり勘定じゃないですか。六百四十七億の何にも内訳わからないの」と呼ぶ)聞いてくださいよ、答えているんだから。ちゃんと答弁をしようとしているんですからね。

例えば、全体が百台だったとすると、端末が、そのうちの十台は年金相談専用に使われている。ただ、そのほかの九十台は両方の目的に使っているものから、それを、年金相談と迅速な裁定の二つに区分けすることは無理なんではないですか。

○長妻委員 これを二つに区分けするのは無理といたつて、五百二十八台の端末は年金相談専用だと言っているじゃないですか。分けられるんですよ。これは納得できません。

そして、きょう、会計検査院の増田局長にお出まされたいていますけれども、増田局長、これは、コンピューター、福祉だということを使って、あるいは福祉の名目で、私は何でも福祉法ということで、がががが使っている、おかしいというふうに思っておりますので、会計検査院として検査してください。検査するというふうに御答弁いただきたいと思ひます。

○増田会計検査院当局者 お答え申し上げます。私ども、社会保険オンラインシステムの経費につきましては、予算上、原則として、保険料徴収事務等の業務に係るものについては業務取扱費、それから、給付裁定事務の処理時間の短縮等、年金受給者等に対するサービスの向上に資するものについては福祉施設事業費で支払われるというふうに承知しております。そういう区分によりまして、予算が執行され決算されているというふうに承知しております。

私どものこれまでの検査では、これらの経費につきまして特段の問題点は見出されていないところでありまして、今後の検査の過程で、具

体的な検査の根拠等につきまして十分調査をしてみたいというふうに考えております。

○長妻委員 そうすると、検査をするということではよろしいんですね、結論は。

○増田会計検査院当局者 私どもとして調べてみたいというふうには思つて……(長妻委員)「検査」と呼ぶ「検査をした」というふうには思つていません。○長妻委員 検査をしたと思ひます。検査をするということではよろしいんですね。うなずかれています。

検査をするということでありまして、福祉の増進で過去、五兆円の金が、年金の掛金が使われているんですよ、これは。それで、今会計検査院も検査すると言っているんですよ。ぜひこれは、仮に政府案を採決するのであれば、その前に会計検査院の検査結果を表に出して、そしてバケツの穴を全部ふさぐ、こういう措置をきちつとすることということが大変重要だと思ひます。

会計検査院には超特急で厳密にやっていたかどうかという点で、これはぜひ、採決の前に会計検査院の報告をきちつと見る、会計検査院の報告が出ないと採決しない、こういうことをぜひ委員長、理事会で御検討いただきたいと思ひます。

○衛藤委員長 御意見は承りました。理事会にて協議をいたします。

○長妻委員 そして、これは、森副大臣、さつき年金相談わからないと言われましたけれども、五百二十八台が年金相談の端末なんですよ、言われているように。

ですから、では、五百二十八台の年金相談と、年金相談だけのシステムでいいですよ、ソフトで。年金相談だけでいいですよ、共用分は言わないで。六百四十七億のうち、年金相談だけは幾らですか。それを本当に答えてください。

○森副大臣 質問の御趣旨がちよつといま一つよくわからないんですよ。その端末機の費用ということでは、システムとして切り分けられない……(長妻委員)「システムと言っているんじゃないですか。答弁

拒否ですよ」と呼ぶ)だから、システムは一つの体系であつて、端末は単に端末にしかすぎないわけですよ。それを、端末が、その専用のもので五百何億あつても、それ以外のものは共用で、それ以外のものも年金相談に使われているわけですから、だから、そのシステムの中でこれだけが、そういう区分けをしつと行われても、これはたびたび申し上げるようになります、できないことではないですか。

○長妻委員 そうしましたら、これ、六百四十七億の内訳というのは、もちろんすぐ出ますよね。六百四十七億、業者から請求が来ているわけですよ、業者から。六百四十七億の年金の掛金を払うんですよ。当然六百四十七億、どっぷり勘定で、これですか、年金相談及び年金の迅速な裁定等にかかわるシステム経費六百四十七億、はい、払います。そうじゃないですよ。中に、何億円がこれ、何億円がこれという明細があるでしょう、何とかシステム、何とかシステム、足し算すると六百四十七億になる。

その明細の、じゃ、今口頭ですから、ざつくりしたものを言つてくださいよ、五つか六つに分けて、このシステムが幾らで、足し算すると六百四十七になるというのを。ずつと前から言っているじゃないですか。これ、前から言っていますよ、本当に。ずつと前から言っていますよ。

○森副大臣 もう一度お答えしますが、現在のオンラインシステムは昭和五十四年度から開始しておりますので、書類の保存期間が経過しているものについては確認することは困難であります。これから現時点で把握できるものについては早急に取りまとめ報告するというふうにさつきから申し上げております。(長妻委員)「だめですよ。六百四十七億の明細が困難だというのはどういう答弁ですか。六百四十七億の明細困難だつてそんなばかな話。ちよつと速記とめてください」と呼ぶ)ですから、十六年度分については既にお出ししましたけれども、それまでについては……(長妻委員)「六百四十七の明細ですよ」と呼ぶ)

では、申し上げますと、福祉の内訳ですが、従来からの福祉の費目が六百四十二億ですか、それから、十六年度新規追加事項が四億七千万、そして、その内訳が、被保険者原票等閲覧システムの導入が二億強でございます。それから、国民年金納付記録の案内が一億二千万、それから……(長妻委員)「私が皆さんに配った二ページ目ですよ、それを読んでいますよ」と呼ぶ)「そうそう、お配りしているとお……(長妻委員)「違うんですよ。これはもうわかっているんですよ。これはプラス分だけなんですよ。ですから、六百四十七億の内訳と言つているんですよ」と呼ぶ)

○衛藤委員長 速記をとめてください。

(速記中止)

○衛藤委員長 速記を起してください。ただいまの質問につきましては、厚生労働省側と質問者との間に質問をめぐつてのとらえ方の問題があるようでございますので、お互いの、ちよつと何かとらえ方が違うようでありまして、そのところを入れて理事会で協議をするようにさせていただきます。(長妻委員)「時間は」と呼ぶ)理事会にできるだけ早く提出、きょうの夕方ぐらいまでにできますか。

では、まず十四年度まではきょうじゅうに出してください。長妻委員「いや、十四年度までじゃないですよ、金額ですよ、これ、六百四十七億円の。今、十六年度の予算なんだから」と呼ぶ)

それでは、十四年度分ぐらいまでは出さうでございますから、それまで……(長妻委員)「いや、違います。違います。そういうことを聞いていません。トータル、六百四十七億円トータルです。だつて、平成十六年度の予算なんですよ。これから払う金なんですから」と呼ぶ)

○森副大臣 では、もう一度私から申し上げます……(長妻委員)「いや、だめです、これ。だめです。いいです」と呼ぶ)

十四年度につきましては、きょうじゅうにお出しいたします。保存期間内の十一年以降のものに

ついでに、来週の火曜日までにお出しいたします。  
(長妻委員「ちよっと待ってください。そういうことを聞いてるんじゃない。六百四十七億の全部の内訳と言っているんですよ」と呼ぶ)  
○衛藤委員長 お互いの質問をめぐって、今、意思の疎通がなかなかできないようでございます。理事會において協議をしてください。  
では、次に進めます。長妻昭君。

○長妻委員 留保します。  
○衛藤委員長 速記をとめてください。  
〔速記中止〕

○衛藤委員長 速記を起こしてください。  
ただいまの長妻昭君の残余の質疑は留保することといたします。

次に、枝野幸男君。  
○枝野委員 民主党の枝野でございます。少し根本的なことを、まず厚生労働大臣にお尋ねしたいと思ひます。

厚生大臣、人に物をお願いするときには、まずみずからの責任を果たしてからでないと人にお尋ねできないというのが人の道だと思いますが、どう思ひますか。

○坂口国務大臣 どういう御趣旨かちよつとわかりかねましたけれども、皆さん方にこの法案を御審議いただいているわけですから、できる限り率直に皆さんの御質問に対しましてはお答えをしなければならぬというふうに思つております。

○枝野委員 いや、そんな具体的なことを聞いてるんじゃないやなくて、人に物をお願いする以上は、みずからの責任を果たした上でないと、人に物をお願いするのは人の道に外れていますよねという、哲学を聞いてるんです。

○坂口国務大臣 いろいろのことをお願いいたします以上、やはり、お願いをするということは、それに対して責任を持つておこなえをするということではなければならぬ。一般的な社会の中のことでは、人間関係の中で、これをお願いしたいというときにはそれなりの礼を尽くしてお願ひ

をする、こういうことではないかと思つております。  
○枝野委員 厚生労働大臣、国民年金法の一部を改正する法律案の提案者はどなたですか。  
○坂口国務大臣 内閣でございますけれども、しかし、中心は厚生労働大臣でございますから、私でございます。

○枝野委員 そんなあいまいな答弁しないでください。厚生労働大臣には法案の提出権なんかあるんですか。  
○坂口国務大臣 ですから、先ほども申し上げましたように、内閣でございます。しかし、その中心になつてゐるのは私でございますということをおし上げてゐるわけですか。

○枝野委員 内閣として国民年金法の一部改正案を国会に提出して、国民年金の保険料の引き上げを国民にお願ひしてゐるわけですが、その内閣の一員である中川経済産業大臣、それから麻生総務大臣、石破防衛庁長官、三人の国務大臣が国民年金の納付義務を怠つてゐたということが明らかになつております。

みずからの責任を果たさずに国民に対して保険料の値上げをお願いする、人の道に反することじゃないですか。  
○坂口国務大臣 個々の大臣が過去において、どういう年金にお入りになつて、どういふ掛金をさされてきたかということ、つまびらかに私、存じませぬけれども、もし一時期払つていない期間があつたとすれば、それは残念なことだといふふう

に思つてゐる次第でございます。  
○枝野委員 残念なことではいんですか。国民年金の加入者の方の、加入者の四割ではないですか。未加入になつてゐる。その未納、未加入の中の一部が法案提出者御自身の中に少なくとも三人も入つておられたということですよ。それを、こういう法案をお願いする以上は、法案を提出する前に確認をして出してくるのが人間の道といふものじゃないですか。審議に値しない法案だといふこ

とじゃないですか。どういふ責任をとるんですか。  
○坂口国務大臣 だんだんと言われていることがわかつてまいりました。  
多くの大臣がおみえになるわけでございますから、その過去においていろいろなことがあつたんだらうといふふうに思ひます。そうしたことを踏まえて、今日皆さん方は、やはり年金といふものは大事なものだ、そうしなきゃいけないということとを今思つていただいでゐるだらうといふふう

に思つております。  
したがういまして、政府として出したわけではございませんけれども、その政府の中に所属しております者すべての年金が過去にどういふことであつたかといふことは、これはなかなか難しいことでございます。まして、過去のそれぞれの経緯といふものはあつたんだらうといふふうに思つております。

そうしたことを踏まえて今日の年金制度を将来どうしていかなければならないかといふことを考へてゐるわけでございます。皆さん方にもこれからは、しかし、もう払う時期を過ぎている人はやむを得ませぬけれども、そうでない人にはちゃんと払つていただきたいといふふうに思つております。

○枝野委員 国会に法案を提出する権利は、厚生労働省にはないんですよ。この法案は内閣がお出しになつてゐるということをお忘れじゃないですか。憲法のイロハのイですよ。この法案を出してきてゐるのは厚生労働省ではありません。そういう自覚がありますか、厚生大臣。  
○坂口国務大臣 ですから、一番最初、内閣だといふことを申し上げたわけですか。しかし、内閣でありますけれども、担当してゐるのは厚生労働省だといふことを申し上げたわけでありませぬ。

○枝野委員 内閣として国務大臣が閣議決定をして、全会一致で出してきてゐるのがこの法案なんです。そして、その人たちの中に、国民の皆さんに国民年金をちゃんと払つてほしいとお願ひをし、なおかつそれを値上げするといふ法案を提出しながら、指摘をされるまで納めていなかつた人

が少なくとも三人もいたといふこと自体、ゆゆしき事態であります。  
三人の大臣、ここに連れてきていただいで、答弁をしていただかないと、先へ進めませぬ。  
○衛藤委員長 ただいまの御意見につきまして、理事會で協議をしてください。(発言する者あり)理事會でちゃんと議論をしてください。

どうぞ、枝野幸男君。(発言する者あり)  
ただいま申し上げましたように、大変突然の御意見でございますから、これは理事會で……(発言する者あり)今のこの席でございますから、これは、今の場でそういうことを、出ないから審議しないとか言われたつてこれはどうしようもありませんから、理事會でちゃんと協議をしてください。(発言する者あり)

では、昼の、これが終了後、すぐ理事會を持つて協議してください。中断して決めることじゃありませんから。どうぞ、それよろしくお願ひいたします。

進行してください。(発言する者あり)進行してください。(発言する者あり)  
ただいま、枝野幸男君からは、坂口厚生労働大臣、森厚生労働副大臣、竹本厚生労働大臣政務官、山本財務副大臣並びに泉経済産業副大臣、そして西川内閣府大臣政務官に対して、答弁者として求められております。そういう形で今まで運営をいたしてきてきました。この場でだれをとつていふことを言つても無理でございます。ですから、今後の理事會の中で協議をしていただきたいと思ひます。

では、質疑を続けてください。枝野幸男君。  
○枝野委員 今の委員長の議事進行には到底納得できません。  
民主党として、各閣僚の皆さんの公的年金の過去の納付状況についてしっかりと御報告くださいといふことは、二週間も前から申し上げてきたこととです。その二週間も前から申し上げてきたことに対して、きちつとお答えもせず、なぜか公的なところには出しもせず、どうして記者会見で答えてゐるんですか。こんな、記者会見のところ

で、国民の代表の場である委員会であつても求められたものに二週間も答えずに、記者会見の場で突然そんな言葉が出てきたから、事態が変わつたといつて申し上げているんですよ。この記者会見の中身を確認をして話を進めないと、提案者に提案者の資格がないということも申し上げているので、審議自体の前提の問題であります。(発言する者あり)

○衛藤委員長 質疑を続けてください。(発言する者あり)

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○衛藤委員長 速記を起こしてください。ただいま、理事会でという、協議をお願いいたしました。今、理事会を開くようにいたしましたので、しばらく委員の皆様はお待ちください。この際、暫時休憩いたします。

午前十一時三十分休憩

午後七時十四分開議

○衛藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。理事会の協議に基づき、麻生総務大臣、中川経済産業大臣、石破防衛庁長官の出席を求めております。

この際、各大臣から、それぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。麻生総務大臣。

○麻生国務大臣 私の年金加入の実績に関しまして、御説明をさせていただきます。

確認をいたしましたところ、昭和四十一年八月から平成八年十一月までの約三十年間、三百六十三カ月になりますが、厚生年金あるいは国民年金に継続して加入しております。

正確には、昭和四十一年八月十七日に厚生年金に加入し、昭和六十三年十二月二十八日まで引き続き加入しております。翌日、十二月二十九日に、文部政務次官就任時に国民年金に加入をいたしました。その後、平成六年十月一日に国民年金を脱会し、同日、厚生年金に加入し、平

成八年十一月七日まで入つておりました。しかし、平成八年十一月七日、経済企画庁長官就任時に、手続、いわゆる国民年金に切りかえを怠り、その後、平成十二年九月に六十歳になるまでの約三十年九月、未加入となつておりました。

○衛藤委員長 中川経済産業大臣。

○中川国務大臣 まず冒頭、遅い時間まで、衛藤委員長、また理事の皆様、委員の皆様は御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。

私のこの問題に関しての過去の事実を申し上げますと、昭和五十八年の一月に私の父親が急逝をいたしました。当時勤めておりました会社を二月に退行いたしました。それまでは、会社を通じて厚生年金を支払つていたところでございます。

その後、選挙運動に入つたわけでございますけれども、私の友人の会社で社員として身分を得まして、そこで厚生年金を支払い、また、健康保険の資格を得ていたところでございます。

十二月の選挙で当選をいたしました。そのときには厚生年金を脱会いたしました。自來、私は、現在に至るまで、先週の初めの週刊誌の記事を見て事実関係を知るまで、地元の帯広の社会保険事務所に確認をいたしました。当選以降、国民年金を一回も払っていないというのが事実でございます。

そこで、先週の十四日に、過去三年分にさかのぼつて支払うことができるということでございまして、平成十四年分、十五年分、それから十六年度分、つまり十七年の三月までの分をお支払いしたところでございますけれども、いずれにしても、全く私の無知ということに尽きるわけでございますので、まことにおわびを申し上げます。

以上でございます。

○衛藤委員長 石破防衛庁長官。

○石破国務大臣 大変遅い時間に恐縮でございます。国民年金につきましては、一国民として適正に

保険料を支払うべきところ、これまで、私の国民年金の保険料の支払い状況につき、未納の期間があつたことにつきまして、大変申しわけなく思つておる次第であります。

事の次第につきましては、私自身が関係官署に問い合わせる等いたしました。調べました結果につきまして申し上げます。

昭和五十四年四月から五十八年二月まで、民間企業に勤めておりました。厚生年金に加入をしております。その後、国民年金に移行したのでございしますが、この移行の際の五十八年三月分、一月でございますが、この分の保険料が未納となつておりました。

その後、国民年金または厚生年金に加入をいたしました。その保険料を連続して支払つてまいりました。でございますが、農林水産政務次官についておりました平成四年十二月分から平成五年五月分までの国民年金の保険料が未納となつておりました。

これは、政務次官就任の際に共済年金加盟としたものと勘違いをいたしましたことから、過つて国民年金の保険料の支払いを停止してしまつたことによるものであります。

その後、国民年金に加入をし、その保険料を連続して支払つてまいりましたが、平成十四年九月以降の国民年金、すなわち、防衛庁長官に就任をいたしました平成十四年九月以降の国民年金の保険料が未納となつておりました。これも、農林水産政務次官に就任をいたしましたときと同様の勘違いによるものでございます。

なお、この平成十四年九月以降の国民年金の掛金につきましては、さかのぼつて支払うことができるということでございますので、本日、十五万一千七百九十円を納入いたしましたところでございます。

以上が事の次第でございますけれども、保険料の支払い状況につき、未納の期間がありましたことにつきまして、ここで、大変に申しわけのないことであつたと、勘違いをいたしておりましたことは、これはもうすべて私の責任でございます。

大変申しわけなく、おわびを申し上げる次第であります。

以上でございます。

○中川国務大臣 ちょっと私の発言、正確を欠いておりました。過去三年と申し上げたようにございますけれども、過去二年でございまして、平成十四年三月から二年分、十四年、十五年、そして十六年分として十七年三月分までをまとめて先週納めたということでございます。訂正させていただきます。

○衛藤委員長 質疑を続行いたします。枝野幸男君。

○枝野委員 まず、事実関係のことを一点ずつ確認させていただきます。

総務大臣と防衛庁長官は厚生年金の期間があつたというふうにおっしゃられておりますが、国会議員になられて以降の厚生年金の期間が、麻生大臣についてはあるということは今具体的に申し上げます。それから、防衛庁長官については、それが議員になつて以降なのか、それ以前なのかわかりませんが、もし議員になつて以降、厚生年金の期間があつたとすれば、それはどういう立場で厚生年金に加入をされたのか、お答えください。

○麻生国務大臣 しばらくの間は麻生セメントの社長をしておつたと思ひます。その間と、それ以後、麻生セメントの役員をしておつた、役員、何かをしておつたということだと思ひますが、麻生セメントに所属しておつた、麻生セメントの厚生年金に払つておつたと記憶します。

○石破国務大臣 厚生年金に加入をしております。昭和五十四年四月一日から五十八年二月一日までは、株式会社三井銀行の厚生年金に加入をしておつたものでございます。その後、国民年金になりました。その後また厚生年金に戻つております。

五十八年十一月一日から昭和六十年の一月一日といたしております。議員でおりますが、厚生年金にあわせて入つて

おつたという事はございません。

先ほど申し上げました、一つ訂正をお許しいただきたいのですが、納入をいたしました金額、十五万一千七百九十円というふうに申し上げましたが、二十五万一千七百九十円の間違いです。

○枝野委員 麻生大臣、その麻生セメントでどういってお立場にあったのか、具体的にお答えをいただきたいんですけれども、もし今お出しになれないのでしたら、次回月曜日の理事会までにお出しをいただければか。

○麻生国務大臣 役職の話ですか。(枝野委員「はい」と呼ぶ)簡単なことだと思いますが、役職はちよつと、正確を期するのでありますれば、月曜日に書類で提出いたします。

○枝野委員 それでは本題をお伺いしたいと思います。

先ほど来、お三方とも未納であったことについてお話をしておりますが、事の本質を御理解されていらないのではないのでしょうか。確かに人間ですから、特に過去まで振り返ったときに未納の期間があるという方は、現に四割の未納があるわけですから、それはあり得るかもしれません。しかし、お三方ともこの国民年金法の一部改正案、国民の皆さんに国民年金の保険料を引き上げる、負担をふやすという法案の閣議決定に署名をしておられるんです。その署名をされるに当たっては、自分がどういふ立場であるのか、自分が義務を果たしているのか、そのことをしっかりと確認をして、認識をしておられるのか、この値上げ法案に署名をするのが当然の責任ではないですか。

未納自体ではなくて、閣僚としてこの法案に署名をしたことについての責任をどう考えておられるんですか。

○麻生国務大臣 確認をすべきところであったと存じますけれども、自分としては、払っているつもり、六十歳になっておりますので、そのあれは少し違うかとは思いますが、当然、従来どおり手続がされておるものと思っております。私のミスであつたと存じます。

○中川国務大臣 閣僚であろうが、国会議員であるが、社会人であろうが、国民年金を払ってこなかったとすれば、これは大変なミスだということをおもひも申し上げておられるところであり、閣僚以前に、社会人として私はミスをしてしまったというところでございますから、閣僚としても当然お話を申し上げておられるところでございます。

○石破国務大臣 これは先ほど申し上げましたとおり、勘違いによるものでございまして、きちんと確認をしなければならぬと思つておられます。これは幾重にもお話をすべきものだと考えております。これは、このまま年金が継続をされておるといふことの勘違いによるものでございまして、国民年金の保険料を払っておらないという認識はなかつたものでございまして、その勘違いをいたしたことがお話を申しわけないことで、確認をいたしましたこととお話をしなければいかぬと思つております。

○枝野委員 まず、麻生大臣に伺いますけれども、麻生大臣は政務次官になったときにはちゃんとわかつていて、国民年金に切りかえていたとおつたとき、気がつかずに手続を怠つたのか。まるで合理的な説明になっていませんね。どう釈明されるんですか。

○麻生国務大臣 手続のミスだつたと反省しております。

○枝野委員 手続のミスという話で済む話だといふふうに思つていらつしやるんですか。

この国会における、それは人によつて判断は違つても、少くとも、最重要法案の一つがこの年金改正である、それはさすがに閣僚である三人の方は御自覚あられたといふふうに思つておられます。そして、この年金制度改革の大きなポイントとして、国民年金の未納問題というのがあつた。これも当然、政治家としてお三方には認識があつたといふふうに思つておられます。その上で、女優さんの国民年金の未加入問題が大変世論を大きく騒がせました。私自身も、万が一にも自分で未納だ

なんてことなかつたよねと念のため確認をいたしました。

少なくとも、あの女優さんの未納問題があつたときに、自分は大丈夫かという確認ぐらいするのは、国民の皆さんに保険料納付の値上げをお願いしている立場としては当然の義務ではないですか。うっかりミスではなくて、政治家としての自覚の欠如ではないですか。

○麻生国務大臣 自覚の欠如であつたとは思存じませんが、今申し上げましたように、手続を怠つたというミスであつて、払わないという意思があつたというわけではないといふように御理解いただければと存じます。

○枝野委員 あとの二人も。

○中川国務大臣 私も、払わないという意思があつたわけではございませんが、時期のことは別にして、先週どうなつておるんだと確認をしたところ

が、議員になつて九々払つていないといふことでございまして、わかつた時点でお支払いをしたわけでありまして、いずれにしても、私の認識のなさでございました。

○石破国務大臣 恐縮です。万が一にもそのようなことはないとはいふに信じ込んだところは、私の責任でございまして。委員御指摘のように、女優さんの件があつたときにまさかと思つて調べてみるべきでございました。万が一にもそのようなことは、毎月毎月振りかえが行われているといふふうに私自身が安心しておつた。その時期に調べべきだつたと御指摘をいただくとするならば、そのとおりでございます。

○枝野委員 厚生労働大臣、国民年金の未徴収の問題が深刻だといふことで、厚生労働省は、社会保険庁は強制徴収を改めて最近やっているじゃないですか。それから、それこそ先ほどの女優さんの話じゃないけれども、保険料の、皆さんの納めた金を使って、納めましょうというキャンペーンを金をかけてやっているじゃないですか。金をかけてキャンペーンを張つて、払いなさいと国民に向かつて言いつつながら、自分たちの閣僚の仲間がこ

ういふことになつておる。厚生大臣、そんなこと許されると思つておるんですか。

○坂口国務大臣 未納問題につきまして、今厚生労働省として取り組んでおりますのは御指摘のとおりでございます。

三人の大臣、長官からは、現在までの経緯についてそれぞれお話しになつたところでございまして、お互いに気をつけていかなければならない問題だといふふうに思つておられる次第でございます。

○枝野委員 気をつけていかなきゃならない問題じゃなくて、厚生労働省、社会保険庁は、皆さんの保険料を使って、払つてくたさいというキャンペーンを張つておられるんですよ。社会保険庁の公務員の皆さんが強制徴収の手続をとつておられるんですよ。強制徴収で差し押さえまでされておられる人がいるんですよ。それと、それと、そのバランスをどう考えるんですか、厚生大臣。

○坂口国務大臣 まあしかし、過去の問題、それぞれの人の人生があつて、そして払つていないという事実があります以上、それはさかのぼつてお支払いをいただく以外にないわけでございますが、しかし、何年もさかのぼれるというわけではございません。二年という限定がついているわけでございますので、未納の皆さん方が反省をしていただいて、そして二年間さかのぼつてお支払いをいただいているといふことでございますから、それと、それは申しわけなかつたといふふうにおつしやつておられるわけでありまして、今それ以上していただこうと思つても、していただく道はないといふことでございます。

○枝野委員 国民の皆さん、特に国民年金の皆さん、本当は払いたくないんだけどな、法律で決められているからしょうがないんだなと思つていらつしやる、そういう皆さんが、皆さんのこの未納問題に対してどういふふうにお受けとめられると思つておられますか、三人の大臣の皆さん。

○麻生国務大臣 おつしやるのとおりだとは思存じませんが、残念ながら、そのときの認識として、今おつておると思つておつたといふ手続上のミ

ス、自覚の欠如だと存じます。まことに申しわけなく存じます。

○中川国務大臣 確認の問題は別といたしまして、率直に申し上げて、こういう問題がなければ、私自身は、チェックをする機会がなければ、この状態が続いていたというのが私の率直な、まことに恥ずかしい話ではございますけれども、そういう認識でございました。申しわけないと思っております。

○石破国務大臣 これは、常に確認をする、油断をしてはいけない、万が一にもそういうことがあつてはいけないということで、きちんと見なければいけないということを改めて認識をした次第でございます。それで、そういうふうに見ていかなければいけないのだから、そういうふうに見ておられます、それは、先ほど来麻生大臣もおっしゃっておりますが、自分は払わないというつもりも全くありませんし、毎月毎月落ちておつたということも誤って判断しておつたということについて、私はもう既に責任があると思っております。月々、本当に見ていかなければならないもののだと思っております。

○枝野委員 特に中川大臣、大変長い期間未納でございます。そして、中川大臣は、総資産約四十二百万円と資産公開されております。資産のある方で長期滞納の方には最後通告が行っているはずなんですけれども、受け取っていませんか。

○中川国務大臣 率直に言つて、私はそんな話は今初めて伺いました。

○枝野委員 この問題は、時間がもつたいないので、後で厚生省に、お三方の時間がなくなった後で聞きますけれども、お三方とも、最初に申しましたとおり、何か問題の意識を勘違いしておられるんじゃないか。皆さんが、納めていない、そのことをきちんと確認もしないで国民の皆さんに保険料の値上げという法案をお願いしている、このことを問うているんです。

当然、人間ですからミスもあつて、未納の期間があつたりすることはあり得るでしょう。しかし、

それは、国民の皆さんに値上げをお願いする以上は、例えば、過去について未納があつた、これは私は反省しているとか、あらかじめあつたりとか、せめて自分でチェックをして法案提出の時点で過去の払える分は払つておくとか、そういう対応が必要だつたんじゃないですか。

○石破国務大臣 これは内閣全体に対しての問題ですが、我々が、ちゃんと、大臣の皆さん、副大臣の皆さんが納めておられますかと資料要求をしたのは二週間前です。それから二週間全くお答えはなく、政府筋などは記者会見などでも、プライベートの問題だというようなお答えが返つてきております。

三人の大臣にお尋ねをします。国民の立場から見ても、大臣であるお三方が過去納めていなかった、この事実がプライベートとして保護されるべき問題だと思いませんか。

○麻生国務大臣 個人の話であることは間違いないと存じますので、私どももいたしましては、基本的には個人々人できちんとし、内閣として対応すべき段階に来るまで個人の問題として伏せておられたというように理解をいたしております。

○中川国務大臣 プライバシーの問題かどうか以前に、払つていなかった私の問題でございますから、私の責任であり、おわびを申し上げているところであります。

○石破国務大臣 私の見解も中川大臣と同様であります。どういふ問題だからという以前に、理由はともあれ、お支払いをしていないということとは事実でございますから、そのことにつきましては幾重もおわびをしておるわけでございます。

○枝野委員 ちゃんと答えてください。国民の皆さんに隠せるならば隠したまま、黙つたまま、この法案を成立させた方がいいということですか、それとも、提案者としては、こういう問題があつたのなら国民の皆さんにきちつとお伝えをする責任があるというふうにお考えになつていらっしゃるんですか。どつちですか。

○中川国務大臣 私は、さつきも申し上げました

とおり、自分のミス、あるいはいゆる善管注意義務、みずからのミスによりまして、こういうことがなければ、まことに申しわけないことながら、自分の国民年金を支払っているかどうかをチェックする機会がまだ先になつていたかもしれないというふうにも思っているわけでありまして、私が払つていなかったのは私自身の責任でございますから、改めて、今できることを精いっぱいやっていこうと思つております。

○石破国務大臣 これは繰り返して申し上げて恐縮でございますが、自分は払つていないという認識、したがういまして、これは、委員のお言葉をかりれば、そのまま隠しておかむりして逃げようとか、そんな気があつたわけではなく、ございませぬ。自分自身、これはもう毎月きちんと払つておつて、これはお願いすべきものだということも先ほど申しました。そこに勘違いがあつたということも先ほど来何度もおわびをしておるわけでございます。

○枝野委員 今のお二人の答弁を伺う限りでは、やはり法案提出の閣僚の皆さん、あるいはそれと一体になつている副大臣の皆さん、それぞれ皆さん、お三方のようなことがないようにきちつと調べて、間違いがあつたら公表される責任があるというふうにも思いますが、お三方ともそれよろしいですか。

○麻生国務大臣 間違ひであつた場合は、率直に開示すべきものだと思つております。

○中川国務大臣 麻生大臣と同じでございます。

○石破国務大臣 同様の見解であります。

○枝野委員 ぜひ、本法案の主務大臣である厚生労働大臣、内閣の一員として、全閣僚、副大臣についてきちつと調べた上で、ほかに間違ひがないかどうか、きょうの会見での御答弁も、むしろお三方はある意味正直だ、どうもあいまいな御答弁をされている方がたくさんいらっしゃいますので、全部きちんと調べて報告していただきたい。厚生労働大臣、いいですか。

○坂口国務大臣 閣僚につきましては、そのように皆さんにお伝えをして、そういうふうになつて

いただきたいと思つております。

○枝野委員 すぐに調べられますから、月曜日に出していただけますね、厚生労働大臣。

○坂口国務大臣 きょうはもう金曜日でございますし、夜でございますから無理でございますので、月曜日には何とか提出できるようにしたいと思います。

○枝野委員 三十分というお約束ですので、そろそろ時間がなくなつてまいりましたが、改めて伺います。

未納があつたこと自体を私はけしからぬと言つているのではないんです。お三方とも、未納であつたことをおわびしているし、確認を怠つたことについておわびをしております。確認を怠つたという感覚自体が、この法案の提出者として失格なんではないですか。

国民の皆さんに保険料の値上げをお願いし、政府としては、皆さんも政府の一員ですから、政府としては、未納問題解決のために保険料も使い、強制徴収もしているという実態の中で、保険料値上げの法案を閣僚の一員として国会にお出しになるに当たつて、こんな初歩的な確認も怠つて国民の皆さんに値上げをお願いしている。そのことに對する政治責任は、単なる勘違いとかミスとかというレベルで通じるものだと思いますか。

ますます国民の皆さんの年金不信を高める。そのことだけでも大臣をやめるに値する重い責任があるんじゃないですか。大臣をおやめになる気はありますか。

○麻生国務大臣 国民年金を、おのれのミスとはいえ、払つていなかったという事実が六十歳までの間約三年ありました点につきましては、私どもとして深くおわびを申し上げる次第であります。三十年払いが続いておつて、最後に、自分のミスとはいえ、この種のご迷惑をおかけすることになりましたことは大変申しわけなく存じます。大臣をやめるかと言われれば、小泉総理に任命をされております立場を考えまして、私の方から大臣を辞任するつもりはございません。



○中川国務大臣 冒頭申し上げましたように、当委員会あるいはまた国民の皆様、そして内閣に大変御迷惑をおかけしたことは、もう何回申し上げても足りないものではないと思っております。

私は小泉総理に任命された閣僚でございますので、任免権は小泉総理の御判断だと思います。

○石破国務大臣 未納だったことをおわびしているのではなくて、不注意であったことをおわびしているという御指摘であれば、それは未納となった、結果的に未納となった理由は不注意であったことをおわびしておるのであって、もちろん、その前に、未納をおわびいたしておるわけでございます。

閣僚の件につきましては、これは総理から任命をちようだいたしておりますので、私からとかく申し上げることはございません。

未納の問題につきましては、幾重にもおわびを申し上げる次第でございます。

○枝野委員 年金については、この委員会でも、あるいは皆さんもお聞きになったと思います。本会議などでも、国民の皆さんからの信頼が一番大事なわけです。国民の皆さんから信頼をされるためには、その制度を運用している、制度を組み立てている人たちが自身が、その制度に乗っかってきちっと責任を果たしているということが前提になければ、国民の信頼なんか得られないじゃないですか。

国民の信頼を回復して年金改革をしようと言っているときに、その言い出しっぺの方が自分の責任を怠っていたというようなことに対して、ただ、ごめんなさいという話だけで国民の皆さんが本心に納得をされるとお三方とも思っておられるのか、あるいは厚生労働大臣も思っておられるのか、あります。国民の皆さんは、大臣だつておつてなくて、そして、そのことについて指摘をされるまで気がつきませんでしただんたんという言い逃れで済ませている、こういう実態を国民の皆さんが知ったら、ますます年金不信が高まって、年金の空洞化は拡大をする。これは、どう見ても間違い

ないんじゃないでしょうか。

ぜひ、お三方には、年金に対する国民の皆さんの信頼を取り戻すためにも、速やかにみずからの政治責任をお果たしただきたい。そのことを申し上げて、ぜひ、我々から法に基づいた手続をとる前におやめいただくことを期待して、お三方は結構でございます。

○衛藤委員長 麻生総務大臣、中川経済産業大臣、石破防衛庁長官は退席していただいて結構でございます。

○枝野委員 先ほど、中川大臣の最後通告があったのかなかったのか聞きましたけれども、厚生労働省、社会保険庁は、資産がある方で長期にわたって未納の方に対しては、最後通牒をした上で強制徴収を始めています。

何で中川さんのところにやっていないんですか。資産が、総資産四千二百万円もあるんですよ。当然、支払い能力の資産のある方ですよ。そして、二十年、三十年、こんな長期にわたって未納、一種、悪質ですよ。どうして、ここにはそういう通告をし、催告をし、強制徴収をしていないんですか。おかしいじゃないですか。

○坂口国務大臣 加入手続をしている人につきましては未納者として挙がつてくるわけでありまして、中川大臣のときには、加入手続をしていなかったために、社会保険庁のリストには挙がつてこなかったということでございます。

○枝野委員 そういう制度のまま保険料を値上げしていいんですか。

○坂口国務大臣 ですから、今回もすべての皆さん方へ加入をしていただくようにしているわけでございます。最近では、学生の皆さん方につきましても、卒業していただくようにしているわけでありまして、加入手続をしていただいておりますが、未納者の皆さん方は出ているということは現実でございます。

しかし、加入手続をしていただくということに今鋭意すべて切りかえていくわけでありまして、

過去の問題と現在の問題とございますけれども、これからはすべての方に加入をしていただくということにしていかなければいけないというふうに思っております。

○枝野委員 今までだつて国民皆年金じゃなかったんですか。すべての人に、厚生年金、共済年金以外の方には加入をしていただくという制度だったんじゃないんですか。そして、今までも加入をしてくださないと、保険料を使ってキャンペーンを張ってきたんじゃないんですか。それなのに、足元で未加入の方がいらつしやうたんですよ。全く制度として成り立っていないことじゃないですか。

○坂口国務大臣 現在はいわゆる年金番号制度を導入いたしておりますので、現在はすべての人に加入をしていただくようになっていまして、加入していただかない人はすぐわかりますから、催促を申し上げるというふうにはいたしていただくわけでありまして、全員の皆さん方に加入していただくような手続を今しているところでございます。

○枝野委員 だつて、中川さんには全然催促してないじゃないですか、加入してくださいと。だから、未加入だつたと言っているんですよ。加入をしていけば督促手続があつたかもしれないけれども、未加入の人に全然督促してないじゃないですか、入ってくださいと。今の答弁、全然成り立っていないですよ。

○坂口国務大臣 番号制度ができましたから後の人とその以前の人と違うわけでありまして、番号制度ができました後の人はすべて皆さん方に加入をお願いするということができるわけでございます。それが、それ以前の皆さんの場合には、しかも、なお加入していただかなかつた人に対しては、その番号そのものがついていないということでございます。そして、そうしたことも、しかし、それでいいのかわれませんが、それはいけないわけ

で、改善をしていかなきゃいけないと思っております。

○枝野委員 どこかこの法律に改善策が書いてあ

りますか。そして、督促されても、加入をしていない人が未納だつたら督促手続があるかもしれないけれども、幾ら言われても加入したくないという人に、これは督促手続とれるんですか、差し押さえできるんですか。どうですか。

○坂口国務大臣 ですから、番号制ができましたから後の人は皆、加入をしていただくように番号をつけております。ですから、その前の皆さん方につきましては番号はついていないものでございまして、その皆さん方に対しては、加入していただくという今お勧めしているわけでございます。したがって、国民全部に番号がついていないわけではないということでございます。その以前のことではない人たちにも、現在は加入していただくという今お願しているところでございます。

○枝野委員 だから、お勧めしているけれども、実際、あなたの足元のお仲間が、閣僚が、全然そんなこと知らなかつたと言っているんですよ。全然、言っていることとやっていることが違うじゃないですか。それに対して何か手を打っているんですか、今度の法案で。何もないじゃないですか。

結局、中川さんのように、自分では払っているつもりだつたんだ、払っていないかつたという人がこれからも出てくるんじゃないですか。あるいは、加入しろという催促を幾らしたつて、加入するの嫌だという人には差し押さえできないんですよ、今の制度で。そうしたら、空洞化はどんどん進みますよ。まして、大臣まで納めてなかつたんじゃない、おれもいやという人が残念ながら出てくるんじゃないですか。どうですか。

○坂口国務大臣 ですから、今でも加入をしていなかった人たちに對しましては、これは広報でお入りくださいということを呼びかける以外にないわけでございます。それは現在そういうふうに一生涯命にやつていくわけでありまして、しかし、最近の皆さん方には、したがって、すべて加入をしていただいている、こういうことでございます。

○枝野委員 本当ですか。最近の人は本当にみん

な加入していますか。未加入、いませんか、若い世代に。

○森副大臣 現在は、二十になった人に対しては職権でもって加入を勧めるような制度になっていますから、昔入っていない人は、これはちょっと、実はブラックボックスみたいになっちゃうんですけども、これから二十になる人には全部直接呼びかけることができるということで、また、確かに、先ほどの中川さんのケースですと、とにかく一般的な広報でもって対処するしかないというのが実情でございます。それについても、また今後、いろいろな手だてを工夫してみたいと思います。

○枝野委員 直接呼びかけても嫌だと言っている人はどうなっているんですか。

○森副大臣 ですから、今では、二十の人に対しては職権的に加入を適用できるということでございます。

ちなみに、平成七年、十年、十三年で見ますと、未加入者は百五十八万から九十九万、そして六十三万というふう大幅に減ってきております。

○枝野委員 だったら、ほかの人も、上の人たちも強制手続すればいいじゃないですか。何で、二十の人には強制加入手続とれるのに、職権でできるのに、上の人にはできないんですか。(発言する者あり)

○衛藤委員長 ちよつとお静かに。

○森副大臣 本人と接触いたしましたして、一号であるということが確認できましたら、職権で適用できます。

○枝野委員 だったら、何で、中川さんとかそういう方は、三人もこんな話が出てきているんですか。

まず、この法案を国会に出すに当たって、提案者である閣僚の皆さん、ちゃんと払っているのか、払っていないのか、厚生労働省と社会保険庁でチェックして、あんだ、入っていないんだから、入らないとまずいよ、国民の皆さんに保険料の負担をお願いするんだから、それぐらいのことをで

きなかつたこと自体が、今の制度はおかしいんですよ。

この問題自体、まだまだ聞かぬかなやならないこととありますので、あと一時間はこのことで質問させていただきたいので、そのことを留保した上で、ほかにも大事なことがありますから、聞かせていただきます。

選択エージェンシーの疑惑問題。選択エージェンシーの汚職事件は大変深刻な話でありますけれども、この選択エージェンシーに書籍をつくらせて、そしてそれを保険料で購入している。つまり、保険料が選択エージェンシーに渡っている。その渡された保険料の中から、厚生労働省、社会保険庁のお役人が監修料と称してお金をもらっている。この額が大変多額に上っていますが、これが社会保険庁にプールをされて、裏金になっていた。こういう疑惑が挙がっていますが、資料はたくさん出していただきました。社会保険庁のお役人が、選択エージェンシーから監修料と称する話で幾ら受け取っていたか。むちゃくちゃな話がありますよ、一つの監修で一人で六百万だなんていう話もありますよ。

社会保険庁で、年金の周知徹底のために金を出してやっている事業に、社会保険庁のお役人が監修をして、金を受け取っている。このこと自体おかしいんですが、その金が役所の事実上の裏金になつていて。違いますか。

○坂口国務大臣 御指摘をいただきましたように、社会保険庁というふうには言っていただきましたけれども、社会保険庁だけではなくて、厚生労働省の職員も含まれておりますが、選択エージェンシーから報酬を受けて、書籍等の監修等の作業に当たっております。このことの実態につきましては、現在、さらに調査を続けているところでございます。現在までのところわかりました分だけにつきまして御報告を申し上げたということでございます。

これは大変な問題だと私も認識をいたしておりまして、監修ということについて、一般的な書籍

と申しますか、国が関与しない本についての監修を、個人的に、しかも夜間等でやられるというのは、それは私には思いませんけれども、しかし、国が

出しております手数料なり、あるいはまた一部であります。国が出しておりますものについて監修をするというところは決して許されることではない、そういうふうには私も認識をいたしております。

○枝野委員 その金を組織的にプールして、職員の飲食代や交通代などとして流用され、部署として代々引き継がれていたということが指摘をされているんですよ。こんなこと、調べなくたってすぐわかりますよ、当事者は。こういう事実、あつたんでしょ。

○坂口国務大臣 そうした監修をした人たちは、自分の所得として税務署にもそれは届け出をいたしているわけでありまして。その後、それをどういうふうにみんな使ったか、あるいはまたその人が使ったかということについて、まだそこまで詳細にわかっておりませんので、現在、そういうことも含めて調査を進めているところでございます。

○枝野委員 個人の所得になつていたとしても、今大臣がお認めになつたとおり、先ほどお認めになつたとおり、役所で行っている本を監修して、役所の人を金ももらつていて、このこと自体が問題なんです、まさに部署でプールをして裏金として使つていたという、組織ぐるみでこのことをやっていた、裏金づくりをして皆さんの保険料を食い物にしていたという話ですよ。まさに構造問題ですよ。個々人の問題じゃないですよ。そんなことは調べる以前の問題で、当事者が一番よくわかっているんですよ。答えられないんですね。

○坂口国務大臣 私しか答弁ができないことになつておるようでございますから、私が御答弁申し上げる以外にございませんけれども、いわゆる課長以上の人たちはそういうことではなかつたという事は事実でございます。

いう監修をしていた方があることだけはもう事実でございます。皆さん方のごところにも一部はそれは御報告を申し上げたところでございます。そのお金が、その人が個人が使つていたのか、あるいはそれを他の人にも利用させていたのかということについては、今私も確認ができておりませんから、これは今後確認をさせていただきます、と思ひます。

○枝野委員 これも厚生省の内部の話ですから、月曜日には御報告をいただきたいということを申し上げておきます。

それから、内閣府に来ていただいています、内閣府は経済成長率や物価上昇率、賃金上昇率など見通しを立てていますが、いつの分まで立てていますか。

○西川大臣政務官 私の方は、「構造改革と経済財政の中期展望」二〇〇三年度の改定版で、五年間、見通しを立てております。

○枝野委員 内閣府と違うとわかりにくいわけですが、旧経済企画庁ですよ。なんで五年間しか見通しを立てていないんですか。

○西川大臣政務官 長期にわたりますと変動する要因がたくさんありまして、なかなか見通しが立てにくい、こういうことでありまして、中期的な分五年間、これにつきまして立てている、こういうことであります。

○枝野委員 厚生労働省は、この年金の計算、財政計算を、五十年、百年先までやっているんですか。その数字は、専門家である旧経済企画庁ですら今のような答弁になつていっているのに、どういう根拠に基づいて、どういう研究に基づいて、どういう根拠でお出しになつてきているんですか。

○竹本大臣政務官 内閣府の方でやっておられます中期モデルというものは、これは五年間ぐらいを見通しておるわけでございますけれども、経済の変動その他社会動向というのは急激に変わる可能性もあるんで、せいぜい五年ぐらいということですが、我々の担当しております年金問題というのは、保険料を納める二十歳から寿命を終え

るまで、人によって八十年を超える超長期の保険  
でございます。

したがって、将来の変化が不確定であるとして  
も、一定の前提を置きまして、人の人生に相当す  
る期間を射程に置いて財政均衡を図ることは、将  
来に対する責任ある備えをするという意味で必要  
なことだ、そのように思っておるわけでございます  
す。このため、年金財政の見通しに当たりまして  
は、中期モデルのような詳細にわたる緻密なモデ  
ルではなくて、長期的なトレンドをもとに長期の  
財政均衡を図り、それを定期的に検証する、つま  
り五年ごとに検証をするという事で財政の長期  
安定を図ることとしておるわけでございます。

具体的には、「改革と展望」、これは政府の参考  
試算でございますけれども、この期間が二〇〇  
八年まででございますから、その以降、二〇〇九  
年以降につきましては、年金資金運用分科会で議  
論いただいております、マクロ経済に関する基  
本的な議論の上に立つてこういった試算を行って  
おるところでございます。

大きい人生のスパンを考える意味で、どのよう  
なお金の手配をしておく必要があるかという大き  
い視点からやっておるという意味で、内閣府で  
使っておられるような五年ごとの緻密なものでは  
ない、大きいトレンドを見るものであるというこ  
とでございます。

○枝野委員 緻密じゃない。緻密にやっている内  
閣府の計算も、残念ながら当たらないんですよ  
ね。緻密じゃない話、どうしてこれが当てるんで  
すか。実際に過去も、五年ごとの財政再計算、全  
部見通しが外れて来ていますね。そして、緻密じ  
やないと思わずから認めているわけですね。

全く当てにならない数字、それに基づいて、財  
政のつじつまが合いますと言っているだけの話に  
すぎないということ、今の御答弁でお認めになつ  
たと言わざるを得ない。まさに、数字を出してい  
ること自体が、こんな仮定に基づいた数字では意  
味がないということ、申し上げておきたい。  
さらに、なぜ意味がないのか、具体的なことを

申し上げましょう。  
経済産業省も来ていただいています。先ほど大  
臣がいたからそこでも聞きたかったんですが、経  
済産業省は、「年金制度改革の経済・産業への影  
響」というのを出しました。そこには、一九九八  
年、経済産業研究所の実証データの研究として、  
年金保険料を二〇％とすれば、失業率が最大一・  
三％上昇し、百万人の雇用が削減されるおそれが  
あるということをおっしゃっております。間違い  
ありませんね。

○泉副大臣 経済財政諮問会議において、中川経  
済産業大臣がそのような発言をしたことは事実で  
あります。  
○枝野委員 年金の保険料は、政府案では、二〇％  
にならずに一八・三％になりました。一八・三％  
の場合、この経済産業研究所の数字に基づいて計  
算をすれば、失業率が約一％上昇し、七十五万人  
の雇用が削減されるおそれが出てくるということ  
になります。我々は、保険料を値上げすれば、雇  
業側が、その保険料負担の重みに耐えかねて、雇  
用を厚生年金の加入義務のない非典型労働へ大き  
く移すだろうということを指摘してきています  
が、まさにそうしたことが、政府の内部の発言  
検証からも出てきているわけでありまして、  
今回の年金計算にこういう数字を入れ込んでい  
ますか、厚生労働大臣。

○竹本大臣政務官 経済産業省の方の研究とい  
うのは、九〇年から九三年の実証データをもとに、  
賃金水準が低下すればリストラゴの程度緩和さ  
れるかについての研究でございます。したがって、  
賃金水準の二〇％の抑制によって、雇用調整の量  
は〇・二一％小さくなるという結果を導き出したも  
のと理解しております。

この研究は、九〇年から九三年という特定の四  
年間の経済状況を前提といたしまして、賃金水準  
の調整と雇用の調整の関係を調べたものであり、  
中長期的に経済が発展する中で、保険料の引き上  
げが雇用にどのような影響を及ぼすかということこ

ろまで織り込んだ分析ではないと考えておりま  
す。  
今回の改正案におきます厚生年金の保険料水準  
の引き上げは、二〇一七年までかけて順次引き上  
げていくものであります。その間、日本の経済社  
会は九〇年代前半の状況にとどまっていられるわけ  
はないので、保険料の引き上げにつきましては、  
生産性の上昇などの経済の変化の中で、その影響  
をとらえるべきものであると我々は考えておりま  
す。こういったことから、御指摘の研究の結果を  
年金の財政計算に織り込むことは行っておりま  
せん。  
それから、政府の「改革と展望」二〇〇三年度  
改定の参考試算におきましても、年金保険料の引  
き上げを含めまして、いろいろの構造改革につい  
て一定の仮定を置いて計算した結果、二十年まで  
の間、失業率が上昇したり経済がマイナス成長と  
なるような見通しとはなっておりません。  
○枝野委員 だから、その見通しが本当にいいん  
ですかという話で、これは経済財政諮問会議に出  
しているんですよ、雇用に影響があると、実際に。  
政府の内閣不一致じゃないですか。  
さらに言いますよ、時間がないから。  
日本経団連が二〇〇三年十一月十八日発表した  
調査結果によれば、保険料が二〇％に上がった場  
合、七八％の企業が労働形態の転換を勘案すると  
答えています。日本商工会議所の二〇〇三年十月  
七日発表の調査でも、五三％が賃金調整を検討す  
る、五二％が厚生年金の適用を受けない形態への  
転換を検討するとしています。  
きのこの参考人質疑でも、日本経団連は、企業  
が耐えられる保険料は一五％が限界と強調をして  
います。  
政府案ではこうした雇用への悪影響を及ぼすの  
は、当事者の皆さんが認めておられるじゃないで  
すか。大臣、答えてください。こんなのでいいん  
ですか。  
○竹本大臣政務官 お説どおり、保険料の引き上  
げによって企業や個人の負担はもろろ大きくな

るわけでございますけれども、企業にとりまして  
も、年金等の保険料負担をすることによって老後  
の不安を解消いたします、そのことによってやる  
気を起こさせるという意味で、生産効率が上がる  
というふうには私たちは考えておるわけでありま  
す。

そういうことで、戦後、厚生年金保険料は一貫  
して引き上げられてきたわけですから、これ  
によりまして雇用にマイナスの影響が出てきたと  
いうことは見られておりません。年金の保険料は、  
時間をかけて徐々に引き上げられるものでありま  
すから、社会構造の変化に応じて、発展する経済  
の中で、ほどのよさを見ながら引き上げていく、  
そういう意味で、悪い影響は出ないというふう  
に考えております。  
年金改革に関する有識者調査というのをやっ  
ておりますが、この結果でも、給付と負担の關係  
を……（発言する者あり）

○竹本大臣政務官 説明した上で、保険料水準の  
限界について、経済界の分野の方の、こういうこ  
となんぞございますが、約六割が年収の二〇％ま  
で負担もオーケーと回答しておられますし、一定  
の前提を置いて考えますと、保険料の引き上げに  
よって人件費全体に与える影響は年率〇・〇九％  
と、決して大きいものではないというふうに我々  
は考えております。  
そして、そうはいくものの、経済は動くもので  
すから、五年に一度、財政状況の見直しをしてお  
る、こういうことでございます。（発言する者あ  
り）

○衛藤委員長 御静粛に願います。  
○枝野委員 きのこの参考人質疑は何のために  
やったんですか。日本経団連の代表と連合の代表  
と、つまり被用者と雇業者の両方の代表が、一五％  
までしか耐えられないと。当事者が、この国会に  
わざわざお呼びをして、お答えになつてい  
るんですよ。それに対して、それは違うと言  
うんだから、ちゃんと実証的な答えを出してくだ  
さいよ。

○衛藤委員長 御静粛に願います。  
○枝野委員 きのこの参考人質疑は何のために  
やったんですか。日本経団連の代表と連合の代表  
と、つまり被用者と雇業者の両方の代表が、一五％  
までしか耐えられないと。当事者が、この国会に  
わざわざお呼びをして、お答えになつてい  
るんですよ。それに対して、それは違うと言  
うんだから、ちゃんと実証的な答えを出してくだ  
さいよ。

○坂口国務大臣 枝野議員はもうよく御存じのことでございますけれども、これから年金の負担が、それが保険料であるか、あるいは税であるかは別にしまして、多くなつていくことだけは紛れのない事実でございます。

保険料で上げますときには、先ほどから御議論がありますように、保険料は保険料としての影響というのを私たちも否定するわけではありませんで、それはそれなりに起り得るというふうに思っております。しかし、それを税に変えれば何も起こらないのかといえ、これは、税は税としてまたその影響が出るわけでございます。

例えば、消費税を導入いたしますときにも大変大きな問題になりましたけれども、消費税を導入する、消費税を上げることによる経済的な影響というのも大きいわけでございまして、それによつて企業がどう影響を受けるか、そうしたこともバランスにかけてこれは考えていかなければならない問題だと思つております。(発言する者あり)

○衛藤委員長 御静粛に願います。

○枝野委員 それで、財務省に来ていただいています。

我が国では過去に、消費税二回、ゼロから三へ、三から五へと上げています。消費税を上げた場合に、どれぐらい経済にマイナスの効果が出たんでしようか。あるいは、財務省として、消費税を上げると経済にどういふマイナス効果が出るというふうに認識をされているんでしょうか。

○山本副大臣 消費税を上げた場合に、景気、雇用などの程度の影響があるかにつきましては、具体的に、いつ、どのような形で税率を引き上げるのか、また、その時点におけるさまざまな経済活動の状況がどのようになっているかなどによつて大変異なることございます。これらの点が明らかでない中、仮定での御質問にお答えするということは大変困難であることを御理解いただきたいと思います。

○枝野委員 まさに今のところ、つまり、保険料

を上げた場合の雇用や経済に対する影響と消費税の場合の影響と、私が把握をしている経済の分析に基づけば、消費税の場合は、消費税が上がる前の駆け込み需要と上がった後の落ち込みとをならすと、基本的には、消費動向などには中期的には大きな影響を与えないというのが一般的な見方であるというふうに思っておりますので、その辺の議論をいよいよ煮詰めていきたいと思つたので、来週も時間をかけてしっかりと議論をしたいというふうに思っています。

以上です。

○衛藤委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時十五分散会

第一類第七号

厚生労働委員会議録第十六号

平成十六年四月二十三日

平成十六年五月十九日印刷

平成十六年五月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P